

JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約
(JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用)

第1条 (適用範囲)

1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する、JR 東海エクスプレス予約サービス会員（以下「会員」という。）ID（以下「会員 ID」という。）を利用したサービス（以下「本サービス」という。）、当社と本サービスの販売等に係る契約を締結した旅行会社（以下「旅行会社」という。）が本サービスを利用して造成・販売する会員専用旅行商品（以下「旅行商品」という。）、および旅行会社が販売する会員専用の商品（以下、「旅行商品」と総称して「旅行商品等」という。また、「本サービス」と「旅行商品等」を総称して「本サービス等」という。）等、本サービスを利用したすべてのサービスについて適用するものとします。本サービス等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、本サービスの会員登録手続（以下「会員登録」という。）に際してインターネットの申込サイト上に表示される会員規約に「同意する」ボタンを押すことにより、本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 本サービス等について本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。また、本規約と特約との間で重複または競合する内容については、特約が優先するものとします。

3. 当社は民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その附則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその附則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

第2条 (会員資格、会員登録)

1. 本サービスの利用希望者は、本サービスの利用にあたってまずは、「JR 東海エクスプレス・カード」への入会または本サービスの利用可能なクレジットカード（以下「JR 東海エクスプレス・カード」と「本サービスの利用可能なクレジットカード」を総称して「決済用クレジットカード」という。）を所管する会社（以下「クレジットカード会社」という。）が定める所定の方法で、「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」もしくは「ビュー・エクスプレス特約」に申し込むものとします。（当社 HP では、JR 東海エクスプレス・カードへ入会した会員は「JR 東海エクスプレス・カード会員」、「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」に申し込入会した会員は「プラス EX 会員」、「ビュー・エクスプレス特約」に申し込入会した会員は「ビュー・エクスプレス会員」を指します。）

2. 当社は、前項の申込をした利用希望者が、当社が別に定める条件等を満たすときは、本サービスへの入会を承認するものとし、利用希望者は本サービスの会員としての資格（以下「会員資格」という。）を有することとなります。第10条に定める年会費は、この時点から発生します（「JR 東海エクスプレス・カード」の入会者は除く）。また、当社は、会員に EX-IC カードを貸与します。

※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。

3. 会員は、本サービス等の利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で本サービスの会員登録手続（以下「会員登録」という。）を行い、本規約を遵守することに同意するものとします。この際、会員は、会員登録において、当社が要求する情報（以下「会員情報」という。）すべてを正確に登録するものとします。

4. 当社は、会員が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。

- (1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合
- (2) 会員登録が正しく完了しなかった場合
- (3) 会員が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービス等の利用申込の際に必要な同意を得ていない場合
- (4) 会員が、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合
- (5) 会員が、過去において本サービス（西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）または九州旅客鉄道株式会社（以下「JR 九州」という。）が提供するエクスプレス予約サービスを含む）または当社、JR 西日本、JR 九州の三社が別に提供する「スマート EX サービス」（以下「スマート EX」という。）または「LINE から EX」で会員資格の停止・取消を受けている場合
- (6) 旅行会社から、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）第7条第3項および第5項から第7項に定める何れかの理由、または旅行業約款（手配旅行契約の部）第6条第2項から第4項に定める何れかの理由により、旅行契約の締結の拒否の措置を受けている場合
- (7) 会員が、本規約（その附則および特約等を新たに定めることを含みます。）の内容の全部、もしくは一部を承認できない場合
- (8) その他、会員が本サービス等を利用することを、当社が不適当と判断する場合

5. 第3項の会員登録に対して当社が承認をした場合、当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

6. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービス等を利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス等の利用を停止させることがあります。

- (1) 会員が本規約または本規約の特約（これに付随する特約等を含みます。）に違反した場合
- (2) 第3項により登録または第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があった場合
- (3) 会員が決済用クレジットカード会員でなくなった場合
- (4) 電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合
- (5) 会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行いまたは申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
- (6) クレジットカード会社から、会員資格を取り消すよう通知があった場合
- (7) 会員が本サービス等を利用して運送契約を締結した内容を記載した証票（以下「乗車券類」という。）または旅行商品等の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売もしくは換金行為を試み、または実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。）
- (8) 会員が、その一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本規約または本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類または旅行商品等を購入した場合
- (9) 会員が第15条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき
- (10) 同一の会員に対し複数の会員 ID（本サービスまたはスマート EX もしくは LINE から EX を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合
- (11) 第4項第6号に定める旅行契約締結の拒否の措置を受けている会員
- (12) その他、会員が本サービス等を利用することを当社が不適当と判断した場合

7. 会員は、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で当社が別に定める会員登録の初期化手続を行うものとします。会員が会員登録の初期化手続を行った場合、当社は会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は申込サイト上に表示することにより通知します。なお JR 東海エクスプレス・カードを所持する会員が、カードを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、クレジットカード会社へ申し出るものとします。その他の会員は、クレジットカード会社指定の手続きにより、当該クレジットカード会社が設ける「JR

東海エクスプレス予約サービスに係る特約」または「ビュー・エクスプレス特約」の解除により退会を申し込むこととします。退会申込を受けた当社は、会員の本サービスの利用を終了させ、会員は会員資格を喪失します。会員資格の喪失以降は、第10条に定める年会費は発生しないものとします。

8. 会員は、前項の規定にかかわらず、カード会員のカードを退会した場合であっても、エクスプレス予約サービスに関する特約（JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用）第13条に定める乗車券類の受取をしていない運送契約であって、以下の項目に該当する場合は、カードを退会した日から起算して1箇年を経過するまでは本サービスを退会することができない場合があります。なお、本サービスを退会することができない状態において、前項に定める初期化手続きを行った際、本サービス等の申込サイトにログインできなくなる場合があります。

(1) 運送契約の履行が完了していない場合。ただし、入場後、入場した日から起算して1箇年を経過した場合は除く

(2) 当社が別に定める「EX サービス運送約款」第18条第3項の事由により運送契約の解除後、契約解除の日から起算して1日を経過していない場合

(3) 「EX サービス運送約款」第23条から第25条の2に定める払いもどしが発生した場合において、乗車日から起算して3日を経過していない場合

9. 会員は、決済用クレジットカードを変更した場合、クレジットカード会社または当社が別に定める場合を除き第7項の退会申込をしたものとみなされます。

10. 会員が会員登録を行った後、または会員が第7項に定める本サービス会員登録の初期化手続きを行った後、当社から手続き完了の通知がない場合、第6条に定めるカスタマーセンターまで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。

11. 会員は、第7項または第9項により、会員資格を喪失した後であっても、会員資格の喪失時点以前に発生した本規約および本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

第3条（会員情報の登録・修正）

会員は、会員情報（前条第3項により登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したものを含む）内容に変更が生じた場合、速やかに当社が別に定める方法で修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

第4条（会員情報等の使用）

会員情報およびクレジットカード会社から提供された情報（以下、総称して「会員情報等」という。）についての取扱いは、「JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項」によります。

第5条（会員の義務）

1. 会員は、本サービス等を利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

2. 会員は、会員 ID およびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。

3. 会員は、本サービス等に関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

第6条（会員の問い合わせ窓口）

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、別に定めるカスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、問合せ方法等は、当社 HP 上に掲示します。また包括旅行用 EX 契約に関する質問等については、当社 HP 上に問合せ窓口を掲示するものとします。

2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。

3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を受けることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

第7条（会員の責任、当社および旅行会社の免責、損害賠償）

1. 会員は、自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービス等の利用にあたり、会員または会員が本サービス等の利用を認める会員以外の者（以下「利用者」という。）が行った一切の行為およびその結果並びに会員 ID によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社および旅行会社は、本サービス等に関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。

(1) 会員情報等の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、会員または第三者が被った不利益

(2) 会員 ID およびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により会員または第三者が被った不利益

(3) 当社が第2条第4項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより利用希望者または第三者が被った不利益

(4) 当社が第2条第6項により本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることにより会員または第三者が被った不利益

(5) 当社または旅行会社が本サービス等に関するシステムまたは内容を変更したことにより会員または第三者が被った不利益

(6) 当社または旅行会社が本サービス等の中断・変更・終了または会員からの本サービス等へのアクセス制限を行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(7) カスタマーセンターの問合せ方法等の変更により会員または第三者の被った不利益

(8) 当社または旅行会社が別に定める利用環境以外での本サービス等の利用のほか、会員の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員または第三者が被った不利益

(9) 当社または旅行会社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員または第三者が被った不利益

(10) 電子メールアドレスに対し当社または旅行会社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることににより会員または第三者が被った不利益

(11) 当社または旅行会社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社または旅行会社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社または旅行会社が世間一般に送信される電子メールの容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し会員または第三者が被った不利益

(12) 当社または旅行会社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社または旅行会社から送信された電子メールにより会員または第三者が被った不利益

(13) 各クレジットカード会社または通信会社等のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービス等の利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益

(14) 決済用クレジットカードの有効期限満了日までに、各クレジットカード会社が定める手続きによりカード情報の更新を行わなかったことに伴

い、決済用カードの有効期限が満了し、本サービス等を利用することができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益

(15) クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービス等の利用ができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益

(16) 当社が、会員に限り利用できないサービス等を設定したことにより会員または第三者が被った不利益

(17) 会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社（以下「他社」という。）の定める運送約款、旅行会社の定める旅行業約款および法令の定めに違反したことにより、または本規約および本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(18) その他、当社または旅行会社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービス等によって会員または第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社または他社の定める運送約款、旅行会社の定める旅行業約款および法令の定めに違反して当社、旅行会社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第8条（通知および同意の方法）

1. 当社から会員への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイトまたは当社HP上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、SMS（ショートメッセージサービス）送信、プッシュ通知、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 旅行会社から会員への旅行商品等の運営および内容に関する通知は、旅行会社の旅行商品等の申込サイトまたは旅行会社HP上への掲示、電子メールアドレスに対する旅行会社からの電子メールの送信、またはその他旅行会社が適当と認める方法により行うものとします。

3. 前二項の掲示の通知の内容を反映した本サービス等を会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。

第9条（サービス等の変更）

1. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するシステムおよびサービス内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。

2. 当社または旅行会社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するサービスの中断・変更およびアクセス制限を行うことができるものとします。

(1) 本サービス等のシステムの保守が必要な場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社または旅行会社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合

(3) クレジットカード会社のシステム等のメンテナンス、障害等のため、本サービス等の利用ができなくなった場合

(4) クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービス等の利用ができなくなった場合

(5) その他、当社または旅行会社が、本サービス等の運営上、中断・変更および会員からの本サービス等へのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社または旅行会社は、当社または旅行会社の都合により本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するサービスを終了できるものとしますが、この場合、当社または旅行会社は会員に事前に通知するものとします。

第10条（年会費）

1. 「JR東海エクスプレス・カード」を所持する会員を除く会員は、当社に対し、決済用クレジットカードの年会費とは別に、本サービス利用の有無にかかわらず、当社が別に定める年会費およびこれに課税される消費税等の公租公課（以下「年会費」という。）を負担するものとします。

2. 会員は前項の年会費を、当社が別に定める方法で支払うものとします。

3. 会員は、第2条第6項の定めにより本サービスの利用を停止され、本サービスの利用ができない場合であっても、第2条第7項の定めによる退会申込を行い、クレジットカード会社が設ける「JR東海エクスプレス予約サービスに係る特約」または「ビュー・エクスプレス特約」の解除が完了するまでの間に発生した年会費は、これを負担しなければなりません。

4. 会員の第2条第3項の定めによる本サービスの会員登録に対して、当社が承認しなかったときは、当社は、会員が支払った年会費（ただし、1年分に限ります。）を遅滞なく無利息にてお返しするものとします。

5. 第9条第3項の定めにより当社が本サービスの全部を終了させたときは、当社は、会員が支払った年会費のうち本サービスの全部を終了させた日以降に係るものを遅滞なく無利息にてお返しするものとします。

6. 前二項の他、会員が一旦支払った年会費は、会員資格の停止・取消または本サービスの利用その他理由のいかんを問わずお返ししません。

第11条（権利の帰属）

本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するシステムおよびサービスに係るすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社、旅行会社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第12条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

会員は理由のいかんを問わず、本規約および本規約の特約に基づき当社または旅行会社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第13条（相殺禁止）

会員は本規約および本規約の特約に基づく金銭債務を、当社または旅行会社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第14条（準拠法および合意管轄裁判所）

1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。

2. 本サービス等並びに本規約および本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3. 本サービス等並びに本規約および本規約の特約に関して、旅行会社と会員との間で紛争が生じた場合の、第一審の専属的合意管轄裁判所は別表1の通りとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

- (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 改定日令和8年8月25日

別表1 旅行会社の専属的合意管轄裁判所

旅行会社	専属的合意管轄裁判所
株式会社ジェイアール東海トラース	東京地方裁判所または東京簡易裁判所
株式会社日本旅行	

JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（当社による個人情報の収集等）

1. 東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下、「本サービス」という。）の利用開始にあたって、JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（※）（以下、「会員規約」という。）で定める会員（以下、「会員」という。）は、当社が必要かつ適切な保護措置を講じた上で、以下の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。

- (1) 本サービスの利用開始にあたり、予約・申込サイト上で登録する情報等
- (2) 本サービス申込にあたり、会員規約に定めるクレジットカード会社（以下、「クレジットカード会社」という。）が会員から取得し、当社に提供した情報（変更内容や退会情報を含みます。）

※ 当社は会員のクレジットカード番号をトークン化（別文字または番号を用いた置き換え）して保持します。

(3) 当社が会員との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入・利用履歴等の情報

(4) 会員が当社サービスおよび当社との契約により旅行会社が提供する会員専用の旅行商品等（以下、「旅行商品等」という。）利用時に得た Cookie（クッキー）情報や端末情報

(5) 当社との契約により会員専用の旅行商品等を販売する旅行会社より提供を受ける情報

2. 会員は、会員が当社に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社がクレジットカード会社に提供する場合があることに同意します。

第2条（当社による個人情報の利用等）

1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。

- (1) 会員への本サービスおよび旅行商品等に関連するサービス等の提供のため
- (2) 営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
- (3) 販売状況分析、商品開発、Web サイト等のサービスの内容改善のために利用するため
- (4) 本サービス並びに旅行商品等に関する情報およびその他当社の事業活動に関する情報の案内のため

※当社は当社 Web サイト、当社サービスおよび旅行会社が提供する会員専用の旅行商品の利用実績等から取得した会員の個人情報を分析し、当該会員に対して興味・関心度に応じた情報を適切なタイミングで配信・表示します（情報配信にあたり、広告サービス事業者に対し、当該会員の属性情報を個人を特定できない状態で提供することがあります）

2. 個人情報の収集および前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第1項に記載の個人情報を預託します。

第3条（当社との個人情報の共同利用）

会員は、以下の会社において第1条第1項に記載の個人情報を、第2条第1項に定める目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第6条第2項記載の窓口とします。

・当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）および西日本旅客鉄道株式会社とその子会社並びに九州旅客鉄道株式会社とその子会社

第4条（当社からの個人情報の第三者提供およびその利用）

- 1. 会員は、当社の提携する観光施設等に、第1条第1項に記載の個人情報を提供することに同意します。
- 2. 会員は、第2条第1項第4号に記載の目的のため、広告サービス配信事業者に対して個人情報を提供することに同意します。
- 3. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供場合があります。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 学術機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）
- (6) クレジットカード会社がおこなう不正利用の検知および防止のために、会員が利用されているクレジットカード会社および本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合

第5条（当社からの個人情報の提供中止の申出）

会員は、第4条第1項にかかわらず、申し出により、それ以降の当社からの個人情報の提供中止を求めることができます。ただし、この場合、会員は、第6条第2項に記載の窓口に応じ、申し出るものとします。

第6条（当社による保有個人情報の開示等の請求等）

1. 会員は、当社に対して、自己に関する保有個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下、「開示等」という。）を請求することができます。
2. 当社に対する個人情報の開示等、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口にご連絡ください。
〒108-8204 東京都港区港南二丁目1-85JR 東海品川ビルA棟
東海旅客鉄道株式会社エクスプレス予約カスタマーセンター
3. 万一当社が保有する個人情報に不正な情報または誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正・削除します。

改定日 令和8年8月25日

（別表）

（※）については、JR 東海エクスプレス・カードの会員種別ごと以下に読み替えるものとします。

会員種別	会員規約名
JR 東海エクスプレス・カード会員 （個人会員・プラス EX 会員・ビュー・エクスプレス会員）	JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用）
JR 東海エクスプレス・カード会員 （ビジネス会員）	JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビジネス会員用）
JR 東海エクスプレス・カード会員 （提携コーポレート会員）	提携コーポレートカード会員規約

エクスプレス予約サービスに関する特約
（JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用）

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービスについて定めるものです。

第1章 総則

第1条（総則）

1. 本特約は、「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用）」（以下「会員規約」という。）の特約とし、会員規約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
2. 会員規約に定めるエクスプレス予約サービスの会員は、JR 東海エクスプレス予約サービス会員登録手続（以下「会員登録」という。）に際してインターネットの申込サイト上に表示される規約に「同意する」ボタンを押すことにより本規約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本規約を承諾しているものとみなされた JR 東海エクスプレス予約サービス会員を「会員」という。）。
3. 第2条第1項第11号に定める包括旅行用 EX 運送契約に係る内容に関して、本特約に定めのない事項については、会員が購入した当該包括旅行用 EX 運送契約を旅程の一部を含む募集型企画旅行契約（以下「EX 旅行契約」という。）に係る取引条件（以下「契約書面」という。）によります。また、当該の取引条件と本特約との間で重複または競合する内容については、当該の取引条件が優先するものとします。

第2条（用語の定義）

1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するエクスプレス予約サービス専用の IC カードをいい、デザインや仕様等は当社エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「当社 HP」という。）等で案内するものとします。
※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。
 - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カード固有の番号をいいます。
 - (3) 「交通系 IC カード」とは、当社 HP に掲載する IC カード乗車券等をいいます。
 - (4) 「当社指定路線」とは、第4条で定めるエクスプレス予約サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
 - (5) 「決済用クレジットカード」とは、会員が、JR 東海エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。
 - (6) 「決済用クレジットカード発行会社」とは、決済用クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。
 - (7) 「会員情報」とは、決済用クレジットカード発行会社から当社に提供される情報および会員が会員登録の際に当社が要求し登録した情報（修正登録した事項を含みます。）をいいます。
 - (8) 「EX 運送契約」とは、当社が別に定める「EX サービス運送約款」により締結する特別な旅客運送契約をいいます。
 - (9) 「利用者」とは、会員が締結した EX 運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者をいいます。
 - (10) 「EX 旅行契約」とは、別に定める旅行会社が、EX サービス会員を対象として造成する、EX サービスを活用した募集型企画旅行商品の旅行契約をいいます。
 - (11) 「包括旅行用 EX 運送契約」とは、前号の旅行商品の一部として個別の運賃等（払戻額含む）を明示せずに当社と EX サービス会員が締結する、EX サービスを利用した旅客運送契約をいいます。
 - (12) 「QR チケット」とは、当社指定路線の駅における入出場に使用するものとして、包括旅行用 EX 運送契約を締結した会員に対して当社が付与する QR コードをいいます。
※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
2. 本特約に定めのない用語の定義については、会員規約に定めるところによるものとします。

第3条（本特約の変更）

当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その附則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその附則および特約等を変更することができます。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社 HP 等で公表するものとします。

第2章 エクスプレス予約サービス

第4条（エクスプレス予約サービス）

1. エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。また、会員規約第1条第1項に定める「旅行商品等」と総称して「本サービス等」という。）とは、会員規約第1条第1項中の「JR 東海エクスプレス予約サービス会員 ID を利用したサービス」であり、インターネットによる申込により、EX 運送契約の締結、変更、解約等（以下「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。

2. 本サービスにより締結した EX 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員および利用者にとって不利になる場合があります。

第5条（EX 運送契約の内容）

EX 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」または旅客営業規則によるものとし、当社指定路線を運営する他社（以下「他社」という。）の路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条（利用環境、受付期間、受付時間）

1. 本サービス等を利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社または旅行会社 HP により周知するものとします。
2. 本サービスにより EX 運送契約の締結等の申込を受け付ける期間、受付時間および運賃等は、当社 HP 上で周知するものとします。
3. 旅行商品等の EX 旅行契約の締結等の申込を受け付ける期間、受付時間および代金等は、旅行会社 HP 上で周知するものとします。

第7条（申込）

会員は、本サービス等により EX 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の締結等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。また、旅行商品等により EX 旅行契約の締結等を申し込む場合、旅行商品等の申込サイト上にて旅行会社が別に定める操作を行うものとします。なお、会員規約第2条第7項に定める条件の会員は EX 運送契約および包括旅行用 EX 運送契約の締結等を申し込むことができません。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常どおり通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX 運送契約が成立するものとします。また、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
4. EX 運送契約の運賃等は、決済用クレジットカードによって決済するものとします。なお、会員の本サービスにより EX 運送契約を締結できる可能額は、当該決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。また、EX 運送契約の締結可能件数は、当社 HP 上により周知するものとします。
5. 第3項の定めにより EX 運送契約が成立した時点において、EX 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
6. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の変更、解約を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約が成立するものとします。なお、包括旅行用 EX 運送契約の変更については当社から、EX 旅行契約の解約については旅行会社から通知されます。また、変更、解約の承諾の通知は、変更、解約の操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項により第4項に基づき決済した EX 運送契約の運賃等に払戻すべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、決済用クレジットカードにより精算するものとします。なお、本サービスにより EX 運送契約を変更する場合は、原則として変更後の EX 運送契約の運賃等を改めて決済したのち、変更前の EX 運送契約の運賃等を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより EX 運送契約を変更できる可能額は、会員の決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合、には、現金その他の手段により精算することがあります。また、会員規約第2条第7項に定める会員は、運賃等に払い戻すべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じる EX 運送契約の変更はできません。
9. 当社は、運行不能その他の事由により会員に対して返金を行う場合において、返金処理の誤り等により返金額に過不足が生じたとき、決済用クレジットカードに対し必要な精算処理を行うことがあります。特に、返金額が過剰となった場合や誤って返金した場合は、正当な返金額との差額または誤って返金した金額と同額を決済用クレジットカードに別途請求することがあります。したがって、本項に定める精算処理により、会員の決済用クレジットカード利用可能枠に影響を与える場合があります。
10. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の締結等の申し込みをした後、当社から承諾の通知がされない場合には、会員規約第6条に定めるカスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という）まで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社は会員に対し、EX 運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。
11. EX サービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX 運送契約の成立時期は、第3項および前項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX 運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX 運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に決済用のクレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールの送信等を行い、EX 運送契約の通知を行うものとします。
12. 第1項から前項にかかわらず、包括旅行用 EX 運送契約の締結または解除は、会員が旅行会社との間で EX 旅行契約の締結または解除を行った時点となります。EX 旅行契約の締結および解除等や包括旅行用 EX 運送契約の変更の方法、通知等については当該の契約書面または包括旅行用 EX 運送契約の申込サイトの定めによります。

第9条（契約の締結等、変更後の取扱い）

1. 会員は、本サービス等により締結、変更した EX 運送契約の内容について、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。
2. 本サービス等により締結、変更した EX 運送契約について、約定した内容を記載した証票（以下「乗車券類」という。）を当社において保管するものとします。ただし、以下の場合を除きます。
 - (1) 乗車日を経過した場合
 - (2) 第12条により入場した場合
 - (3) 第13条により乗車券類を受け取った場合
 - (4) EX 運送契約が解約された場合

3.前項により、当社において保管している EX 運送契約についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第 10 条（発売開始日前の予約サービス）

- 1.EX 運送契約は、一部列車の普通車自由席および当社が別に定める商品を除き、乗車日の 1 年前の日から旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）当日の 7 時 30 分までにおいて契約の締結等（以下「1 年前予約」という。）を行うことができます。ただし、契約の締結時において約定した乗車日の運行計画が未確定場合があります。また、当社は必要と認めた場合には 1 年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より、列車ごとの 1 年前予約申込の件数には限りがあります。
2. 会員が 1 年前予約の申込をした時点で会員が EX 運送契約の締結を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
- 3.当社は、会員が 1 年前予約を行った列車の発売開始日の 8 時を目途に順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、第 8 条第 2 項に定める方法により手配の結果を通知します。また当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、契約の締結時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。またこの場合の予約変更等の条件については、別に定めるものとします。
- 4.前項にかかわらず、当社は会員に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
- 5.会員は、発売開始日当日中に当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

第 11 条（夜間の予約サービス）

- 1.EX 運送契約は、当社が別に定める商品を除き、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、契約の締結（以下「夜間予約」という。）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。
- 2.夜間予約で成立した列車の座席については、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、第 8 条第 2 項に定める方法により手配の結果を通知します。また約定した列車等に変更が生じた場合の取り扱いについては、別に定めるものとします。
- 3.前項にかかわらず、当社は会員に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
- 4.会員は、夜間予約操作後の営業時間の開始以降に、当日中に当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

第 12 条（入出場）

- 1.会員および利用者は、EX 運送契約により新幹線に乗車する場合、当社が別に定める商品を除き、EX 運送契約に基づき約定した乗降駅における自動改札機のカード読取部に EX-IC カードまたは会員が本サービス等で指定した交通系 IC カード（以下総称して「IC カード」という。）をタッチしてもしくは QR コード読取部に QR チケットを翳して EX 運送契約に基づき約定した乗車日（以下「乗車日」という。）当日に自動改札機を通過するものとします。
- ※ただし当社 HP 上で定める日以降は、入出場に際し EX-IC カードは利用できません。
2. 会員または利用者は、本サービス等の利用において、登録または指定した IC カード、若しくは QR チケットで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カード、若しくは QR チケットを乗車日当日に不所持の場合などは、次条で定める受取窓口において、乗車券類を受け取って乗車するものとします。
 3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カード、QR チケットまたは乗車券類のみで通過することはできません。

第 13 条（受取）

- 1.会員は、前条で定める入場ができない場合は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第 9 条第 2 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行い入場するものとします。
- 2.会員が前項の受取を行う際には、会員の EX-IC カードまたは本サービス等で乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QR コードおよび 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）の発行が必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワード（※当社 HP 上で定める日以降は、パスワードに代えて本サービスで登録している電話番号）の入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。
- 3.第 1 項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および前項の受取コードの有効期間および第 10 条に定める 1 年前予約による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。
- 4.会員が会員規約第 2 条に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第 9 条第 2 項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、原則として当該時点における日付をもって、第 3 項に定める受取期間の満了日とします。

第 14 条（受取後の乗車券類の扱い）

会員が前条第 1 項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻を行う場合、会員は当社が別に定める窓口において、原則として、会員の決済用クレジットカードの提示を行うものとします。ただし、当該窓口において、包括旅行用 EX 運送契約の乗車券類の変更や払戻はできません。

第 14 条の 2（未使用の EX 運送契約および乗車券類の扱い）

1. 乗車日当日までに第 12 条の入場をしなかった EX 運送契約または第 13 条の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類について、包括旅行用 EX 運送契約を除き、以下のように取り扱うものとします。
 - (1)特急券と乗車券の効力が一体となった EX 運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用および SupremeClass 用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。
 - (2)特急券のみ効力を持った EX 運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用および SupremeClass 用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。
- 2.前項による払戻は、会員の決済用クレジットカードにより決済を行います。なお、第 8 条に関わらず会員への通知は行いません。

第 3 章 付帯サービス

第 15 条（付帯サービス）

- 1.当社または付帯サービスを提供する企業（以下「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの

内容、利用方法等については、当社 HP または申込サイト上への掲示等の方法で案内します。

2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、他社、または提携企業の係員より付帯サービスを利用する際に必要な情報媒体等の提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第16条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。

2. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとし、

3. 当社または旅行会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部もしくは全部の提供の中断または会員のシステム等へのアクセス制限、その他必要な措置を実施することができるものとします。

(1) システム等の保守、点検を行う場合

(2) システム等に障害が発生した場合

(3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービス等を通常どおり提供できなくなった場合

(4) その他、当社または旅行会社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合

4. 当社または旅行会社は当社または旅行会社の都合により本サービス等を終了できるものとしますが、この場合、当社または旅行会社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社または旅行会社は、本サービス等および付帯サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第17条（通知の方法）

1. 当社または旅行会社から会員への本サービス等の内容およびその取扱い等に関する通知は、本サービスまたは旅行商品等の申込サイトもしくは当社または旅行会社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付または電話番号への電話連絡等の当社または旅行会社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスまたは旅行商品等の申込サイトまたは当社または旅行会社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社または旅行会社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、決済用クレジットカード発行会社が指定する住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社または旅行会社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第18条（例外的扱い）

当社または旅行会社は、当社または旅行会社が特に必要と認めた場合、本特約と異なる扱いをすることができるものとします。

第5章 EX-IC カード

第19条（EX-IC カードの発行および効力）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。

※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。このため、EX-IC カードを貸与されていない会員については本章に関する内容は適用しないものとします。

2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 当社は、別に定める場合を除き、決済用クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-IC カードを送付します。

4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む。）を使用、管理しなければなりません。

5. 会員は、EX 運送約款により当社指定路線に乗車する場合は、常に EX-IC カードおよび決済用クレジットカードを携帯するものとし、当社または他社の係員の求めにより会員は速やかにこれらを提示するものとします。この提示がない場合、会員は、EX 運送約款により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

6. EX-IC カードは、会員本人以外には使用できません。

7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとなります。

8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります（この機能を付加した EX-IC カードを以下「在来線 IC 機能つき EX-IC カード」という。）。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いおよび在来線 IC 機能つき EX-IC カードに関する取り扱い等は別に定めます。また当社は、会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。

※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、在来線 IC 機能つき EX-IC カードは再発行をしません。また、当社は第12条で定める入出場および在来線での利用を含め、在来線 IC 機能つき EX-IC カードの一切のサービスを停止できるものとします。

第20条（EX-IC カードの有効期限および更新）

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により、EX-IC カードを予告なく交換することがあります。

3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 21 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または他社は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めるとともに、会員資格を停止・取消または本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本特約に違反した場合
 - (2) 会員登録の取消を受けた場合
 - (3) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合
 - (4) 本人以外の第三者に EX-IC カードを使用させた場合
 - (5) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (6) 転売、換金等の目的による EX 運送約款の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (7) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - (8) 会員が、決済用クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
 - (9) EX 運送約款の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」もしくは他社が定める約款に重大な違反をした場合または繰り返し違反した場合
 - (10) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
 - (11) 第 25 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合
 - (12) 第 28 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより QR チケットの剥奪を受けた場合
 - (13) その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX 運送約款に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 22 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。
※ただし当社 HP 上で定める日以降に、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合の当社への連絡については、当社 HP 上で定める取扱いをするものとします。
2. 会員の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 19 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。
- (1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
 - (2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
 - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
 - (5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合
 - (6) 第 1 項の連絡の内容が虚偽である場合
3. 当社は、第 1 項の連絡を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続きをとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
4. 会員が決済用クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の決済用クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。
5. 会員が EX-IC カードを紛失または盗難に遭った場合であっても、決済用クレジットカードを紛失または盗難に遭う等していなければ、クレジットカード発行会社が定める補償はありません。

第 23 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく、EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、再発行をしません。また当社は、当社 HP 上で定める日以降に、会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難等に遭った場合の当社への連絡については、当社 HP 上で定める取扱いをするものとします。
3. 前二項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 会員は、第 2 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の決済用クレジットカードにより決済するものとします。

第 6 章 交通系 IC カード

第 24 条 (交通系 IC カード)

1. 会員または利用者が、EX 運送約款により当社指定路線に乗車するために、交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は、当社が別に定める方法により交通系 IC カードを登録または指定手続するものとします（以下、会員が登録または指定手続を行い、予約に紐づいた交通系 IC カードを「指定交通系 IC カード」という。）。
※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービス等を利用できません。
2. 会員は、記名式の交通系 IC カードを登録または指定する場合、実際に乗車する会員または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。
3. 会員は、EX 運送約款により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系 IC カードで入出場するときは、指定交通系 IC カードおよび決済用クレジットカードを携帯するものとし、当社または他社の係員の求めにより会員は指定交通系 IC カードおよび決済用クレジットカードを、利用者は指定交通系 IC カードを速やかに提示しなければなりません。この提示がない場合、会員または利用者は、EX 運送約款により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
4. EX 運送約款締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は指定交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、

この場合申込サイト上に表示するものとします。

5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

第 25 条（交通系 IC カードの登録取消）

1. 会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または他社は、事前に会員に通告することなく直ちに交通系 IC カードの登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第 21 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合
 - (2) 記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
 - (3) 交通系 IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (4) 転売、換金等の目的による EX 運送約款の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (5) 交通系 IC カードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - (6) 会員が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
 - (7) 会員が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合
 - (8) 第 28 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより QR チケットの剥奪を受けた場合
 - (9) その他、会員の交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により会員が交通系 IC カードの登録または指定取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX 運送約款に基づく権利その他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 会員は、会員でなくなった後であっても、交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 26 条（交通系 IC カードの変更等）

1. 会員が、本サービス等に交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービス等を利用することができます。
2. EX 運送約款の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

第 7 章 QR チケット

第 27 条（QR チケット）

1. 会員または利用者が、包括旅行用 EX 運送契約により当社指定路線に乗車するために、QR チケットを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は、当社が別に定める方法により QR チケットの発行を申し込むものとします。
 2. 当社は、申込サイト上で表示することにより QR チケットを付与します。
 3. 会員または利用者は、包括旅行用 EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、QR チケットで入出場するときは、常に QR チケット、入場時に発行された EX ご利用票（座席のご案内）（以下「ご利用票」という。）および会員は決済用クレジットカードを携帯するものとし、当社または他社の係員の求めにより QR チケットおよびご利用票を速やかに提示しなければなりません。提示がない場合、会員または利用者は、当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
- ※ただし当社 HP 上で定める日以降はご利用票の携帯および提示に関する内容は適用しないものとします。

第 28 条（QR チケットの剥奪）

1. 会員または使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社は、事前に会員に通告することなく直ちに QR チケットの剥奪または本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 第 21 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合
 - (2) 第 25 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合
 - (3) QR チケットを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (4) 転売、換金等の目的による包括旅行用 EX 運送契約の締結等、QR チケットの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (5) QR チケットに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - (6) 会員が複数の QR チケットとして発行手続をし、当社がこれらを付与した場合で、他の QR チケットについて本項のいずれかの事由に該当した場合
 - (7) その他、会員の QR チケットの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により会員が QR チケットの剥奪を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な包括旅行用 EX 運送契約に基づく権利は、無効となります。

第 8 章 その他

第 29 条（当社または旅行会社の免責事項）

当社または旅行会社は、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) 会員の本サービス等使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員または第三者が被った不利益
- (3) EX-IC カード、本サービスの案内冊子および当社 HP 等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益
- (4) 利用環境、乗車券類購入の申込受付期間および受付時間の変更等により、会員または第三者が被った不利益
- (5) 当社が会員から第 22 条第 1 項の連絡を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員または第三者の被った不利益
- (6) 交通系 IC カードのサービスマンテナンス、障害等や付与された QR チケットの状態のため、駅において入出場ができないことにより会員または第三者が被った不利益
- (7) 付帯サービスの内容の変更により会員または第三者が被った不利益
- (8) その他やむを得ない事情がある場合における本サービス等の内容の変更により会員または第三者が被った不利益

第 30 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

会員または利用者は理由のいかんを問わず、本特約に基づき当社または旅行会社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第 31 条（相殺禁止）

会員または利用者は理由のいかんを問わず、本特約に基づく金銭債務を、当社または旅行会社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 32 条（適用法規および合意管轄裁判所）

1. 本特約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。
2. 本特約に関して当社と生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本特約に関して旅行会社と生じた法律上の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所は別表 1 の通りとします。

改定日令和 8 年 8 月 25 日

別表 1 旅行会社の専属的合意管轄裁判所

旅行会社	専属的合意管轄裁判所
株式会社シェイアル東海アース	東京地方裁判所または東京簡易裁判所
株式会社日本旅行	

JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビジネス会員用）

第1条（適用範囲）

1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する、JR 東海エクスプレス予約サービス会員（以下、「会員」という。）ID（以下「会員 ID」という。）を利用したサービス（以下「本サービス」という。）、当社と本サービスの販売等に係る契約を締結した旅行会社（以下、「旅行会社」という。）が本サービスを利用して造成・販売する会員専用旅行商品（以下「旅行商品」という。）、および旅行会社が販売する会員専用の商品（以下、「旅行商品」と総称して「旅行商品等」という。また、「本サービス」と「旅行商品等」を総称して「本サービス等」という。）等、本サービスを利用したすべてのサービスについて適用するものとします。本サービス等の利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、本サービスの会員登録手続（以下、「会員登録」という。）に際してインターネットの申込サイト上に表示される会員規約に「同意する」ボタンを押すことにより、本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 本サービス等について本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。また、本規約と特約との間で重複または競合する内容については、特約が優先するものとします。
3. 本規約で定める「法人会員」とは、三井住友カード株式会社（以下、「クレジットカード会社」といい、当社とクレジットカード会社を総称して「両社」という。）が別に定める法人会員規約（これに付随する特約等を含みます。以下、「カード会員規約」という。）を承認した法人が、本規約（これに付随する特約等を含みます。）を承認のうえ、両社に対し JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）（以下、「クレジットカード」という。）を申し込み、クレジットカード会社が審査し、両社が入会を認めた法人をいいます。
4. 本規約で定める「カード使用者」とは、法人会員による前項の申し込みに基づき、法人会員によって本サービスの使用者として指定またはカード会員規約に定める「部署カード」の使用者と指定され、クレジットカード会社が審査のうえ両社が入会を認めた役員または従業員等その他の者をいいます。
5. 法人会員およびカード使用者が本サービスを利用するにあたり、法人会員およびカード使用者は、本規約を承認し、遵守するものとします。
6. 本規約に定めのない条項については、カード会員規約が適用されます。なお、本規約とカード規約の内容に相違がある場合は、本規約に定める内容が優先して適用されます。
7. 当社は民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その附則および特約等を新たに定めることを含みます。以下同じ。）、またはその附則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社 HP」という。）等で公表するものとします。

第2条（会員資格、会員登録）

1. 本サービス等の利用は、法人会員、カード使用者およびカード会員規約に定める代表者、管理責任者で、かつ JR 東海エクスプレス予約サービス会員に限り行えるものとします。
2. 本サービス等の利用希望者は、利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で本サービスの会員登録手続（以下、「会員登録」という。）を行い、本規約を遵守することに同意するものとします。この際、利用希望者は、会員登録において、当社が要求する情報（以下、「会員情報」という。）すべてを正確に登録するものとします。
3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。
 - (1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合
 - (2) 会員登録が正しく完了しなかった場合
 - (3) 利用希望者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービス等の利用申込の際に必要な同意を得ていない場合
 - (4) 利用希望者が、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合
 - (5) 利用希望者が、過去において西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 西日本」という。）、九州旅客鉄道株式会社（以下、「JR 九州」という。）が提供するエクスプレス予約サービスまたは当社、JR 西日本、JR 九州の三社が別に提供する「スマート EX サービス」（以下、「スマート EX」という。）もしくは「LINE から EX」で会員資格の停止・取消を受けている場合
 - (6) 旅行会社から、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）第7条第3項および第5項から第7項に定める何れかの理由、または旅行業約款（手配旅行契約の部）第6条第2項から第4項に定める何れかの理由により、旅行契約の締結の拒否の措置を受けている場合
 - (7) 利用希望者が、本規約の内容の全部または一部を承認できない場合
 - (8) その他、利用希望者が本サービス等を利用することを、当社が不適当と判断する場合
4. 第2項の会員登録に対して当社が承認をした場合、当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス（以下、「電子メールアドレス」という。）に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとし、利用希望者は本会員としての資格（以下、「会員資格」という。）を有することになります。
5. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービス等を利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス等の利用を停止させることがあります。
 - (1) 会員が本規約または本規約の特約に違反した場合
 - (2) 第2項により登録および第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があった場合
 - (3) 会員がクレジットカード会員でなくなった場合、または会員が所属する法人が法人会員でなくなった場合
 - (4) 電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合
 - (5) 会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行いまたは申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (6) クレジットカード会社から会員資格を取り消すよう通知があった場合
 - (7) 会員が本サービス等を利用して運送契約を締結した内容を記載した証票（以下、「乗車券類」という。）または旅行商品等の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売もしくは換金行為を試み、または実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。）
 - (8) 会員が、その一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本規約または本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類または旅行商品等を購入した場合
 - (9) 会員が第14条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき
 - (10) 同一の会員に対し複数の会員 ID（本サービスまたはスマート EX もしくは LINE から EX を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合
 - (11) 第3項第6号に定める旅行契約締結の拒否の措置を受けている会員
 - (12) その他、会員が本サービス等を利用することを当社が不適当と判断した場合
6. 会員は、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で当社が別に定める会員登録の初期化手続を行うものとします。会員が本サービス会

員登録の初期化手続を行った場合、当社は、本サービスの会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は申込サイト上に表示することにより通知します。なお会員が、クレジットカードを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、クレジットカード会社へ申し出るものとします。

7. 会員は、前項の規定にかかわらず、クレジットカードを退会した場合であっても、本サービスの乗車券類の受取をしていない運送契約であって、以下の項目に該当する場合は、クレジットカードを退会した日から起算して1箇年を経過するまでは本サービスを退会することができない場合があります。なお、本サービスを退会することができない状態において、前項に定める初期化手続を行った際、本サービス等の申込サイトにログインできなくなる場合があります。

(1) 運送契約の履行が完了していない場合。ただし、入場後、入場した日から起算して1箇年を経過した場合は除く

(2) 当社が別に定める「EX サービス運送約款」第18条第3項の事由により運送契約の解除後、契約解除の日から起算して1日を経過していない場合

(3) 「EX サービス運送約款」第23条から第25条の2に定める払いもどしが発生した場合において、乗車日から起算して3日を経過していない場合
8. 利用希望者が会員登録を行った後、または会員が第6項に定める本サービス会員登録の初期化手続を行った後、当社から手続完了の通知がない場合、第6条に定めるカスタマーセンターまで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。

9. 会員は、第5項または第6項により、会員資格を喪失した後であっても、会員資格の喪失時点以前に発生した本規約および本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

第3条（会員情報の登録・修正）

会員は、会員情報（前条第2項により登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したものを含む）内容に変更が生じた場合、速やかに当社が別に定める方法で修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

第4条（会員情報の使用）

1. 会員情報およびクレジットカード会社から提供された情報（以下、総称して「会員情報等」という。）についての取扱いは、「JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項」によります。

2. 法人会員は、以下の項目について、法人会員の責任において、代表者、管理責任者およびカード使用者（以下、総称して「カード使用者等」という。）の同意を得るものとします。

(1) カード使用者等に関する情報を法人会員が両社に対し提供すること。

(2) クレジットカードの利用内容を当社が法人会員に対して提供すること。

第5条（会員の義務）

1. 会員は、本サービス等を利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

2. 会員は、会員 ID およびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。

3. 会員は、本サービス等に関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービス等に支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

第6条（会員の問い合わせ窓口）

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、問合せ方法等は、当社 HP 上に掲示します。また包括旅行用 EX 契約に関する質問等については、当社 HP 上に問合せ窓口を掲示するものとします。

2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。

3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を受けることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

第7条（会員の責任、当社および旅行会社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、会員自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービス等の利用にあたり、会員または会員が本サービス等の利用を認める会員以外の者（以下、「利用者」という。）が行った一切の行為およびその結果並びに会員 ID によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社および旅行会社は、本サービス等に関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。

(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、会員または第三者が被った不利益

(2) 会員 ID およびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により会員または第三者が被った不利益

(3) 当社が第2条第3項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより利用希望者または第三者が被った不利益

(4) 当社が第2条第5項により本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることにより会員または第三者が被った不利益

(5) 当社または旅行会社が本サービス等に関するシステムまたは内容を変更したことにより会員または第三者が被った不利益

(6) 当社または旅行会社が本サービス等の中断・変更・終了または会員からの本サービスへ等のアクセス制限を行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(7) カスタマーセンターの問合せ方法等の変更により会員または第三者の被った不利益

(8) 当社または旅行会社が別に定める利用環境以外での本サービス等の利用のほか、会員の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員または第三者が被った不利益

(9) 当社または旅行会社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員または第三者が被った不利益

(10) 電子メールアドレスに対し当社または旅行会社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることににより会員または第三者が被った不利益

(11) 当社または旅行会社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社または旅行会社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社または旅行会社が世間一般に送信される電子メールの容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し会員または第三者が被った不利益

(12) 当社または旅行会社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社または旅行会社から送信された電子メールにより

会員または第三者が被った不利益

(13) クレジットカード会社または通信会社等のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービス等の利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益

(14) クレジットカードの有効期限満了日までに、クレジットカード会社が定める手続きによりカード情報の更新を行わなかったことに伴い、クレジットカードの有効期限が満了し、本サービス等を利用することができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益

(15) クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービス等の利用ができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益

(16) 当社が、会員に限り利用できないサービス等を設定したことにより会員または第三者が被った不利益

(17) 会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社（以下、「他社」という。）の定める運送約款、旅行会社の定める旅行業約款および法令の定めに違反したことにより、または本規約および本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(18) その他、当社または旅行会社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービス等によって会員または第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社または他社の定める運送約款、旅行会社の定める旅行業約款および法令の定めに違反して当社、旅行会社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第8条（通知および同意の方法）

1. 当社から会員への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイトまたは当社HP上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、SMS（ショートメッセージサービス）送信、プッシュ通知、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 旅行会社から会員への旅行商品等の運営および内容に関する通知は、旅行会社の旅行商品等の申込サイトまたは旅行会社HP上への掲示、電子メールアドレスに対する旅行会社からの電子メールの送信、またはその他旅行会社が適当と認める方法により行うものとします。

3. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービス等を会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。

第9条（サービス等の変更）

1. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するシステムおよびサービス内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。

2. 当社または旅行会社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するサービスの中断・変更およびアクセス制限を行うことができるものとします。

(1) 本サービス等のシステムの保守が必要な場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社または旅行会社の責によらない何らかの事由により、本サービス等の提供が通常どおりでなくなった場合

(3) クレジットカード会社のシステム等のメンテナンス、障害等のため、本サービス等の利用ができなくなった場合

(4) クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービス等の利用ができなくなった場合

(5) その他、当社または旅行会社が、本サービス等の運営上、中断・変更および会員からの本サービス等へのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社または旅行会社は、当社または旅行会社の都合により本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するサービスを終了できるものとしますが、この場合、当社または旅行会社は会員に事前に通知するものとします。

第10条（権利の帰属）

本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するシステムおよびサービスに係るすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社、旅行会社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第11条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

会員は理由のいかんを問わず、本規約および本規約の特約に基づき当社または旅行会社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第12条（相殺禁止）

会員は本規約および本規約の特約に基づく金銭債務を、当社または旅行会社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第13条（準拠法および合意管轄裁判所）

1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。

2. 本サービス等並びに本規約および本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3. 本サービス等並びに本規約および本規約の特約に関して、旅行会社と会員との間で紛争が生じた場合の、第一審の専属的合意管轄裁判所は別表1の通りとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. カード使用者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(6) 前各号の共生者

(7) その他前各号に準ずる者

2. カード使用者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

改定日 令和8年8月25日

別表1 旅行会社の専属的合意管轄裁判所

旅行会社	専属的合意管轄裁判所
株式会社 ジェイアール東海アース	東京地方裁判所または東京簡易裁判所
株式会社 日本旅行	

JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（当社による個人情報の収集等）

1. 東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下、「本サービス」という。）の利用開始にあたって、JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（※）（以下、「会員規約」という。）で定める会員（以下、「会員」という。）は、当社が必要かつ適切な保護措置を講じた上で、以下の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。

- (1) 本サービスの利用開始にあたり、予約・申込サイト上で登録する情報等
(2) 本サービス申込にあたり、会員規約に定めるクレジットカード会社（以下、「クレジットカード会社」という。）が会員から取得し、当社に提供した情報（変更内容や退会情報を含みます。）
※ 当社は会員のクレジットカード番号をトークン化（別文字または番号を用いた置き換え）して保持します。
(3) 当社が会員との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入・利用履歴等の情報
(4) 会員が当社サービスおよび当社との契約により旅行会社が提供する会員専用の旅行商品等（以下、「旅行商品等」という。）利用時に得た Cookie（クッキー）情報や端末情報
(5) 当社との契約により会員専用の旅行商品等を販売する旅行会社より提供を受ける情報
2. 会員は、会員が当社に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社がクレジットカード会社に提供する場合があることに同意します。

第2条（当社による個人情報の利用等）

1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。
(1) 会員への本サービスおよび旅行商品等に関連するサービス等の提供のため
(2) 営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
(3) 販売状況分析、商品開発、Web サイト等のサービスの内容改善のために利用するため
(4) 本サービス並びに旅行商品等に関する情報およびその他当社の事業活動に関する情報の案内のため
※ 当社は当社 Web サイト、当社サービスおよび旅行会社が提供する会員専用の旅行商品の利用実績等から取得した会員の個人情報を分析し、当該会員に対して興味・関心度に応じた情報を適切なタイミングで配信・表示します（情報配信にあたり、広告サービス事業者に対し、当該会員の属性情報を個人を特定できない状態で提供することがあります）
2. 個人情報の収集および前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第1項に記載の個人情報を預託します。

第3条（当社との個人情報の共同利用）

会員は、以下の会社において第1条第1項に記載の個人情報を、第2条第1項に定める目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第6条第2項記載の窓口とします。
・当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）および西日本旅客鉄道株式会社とその子会社並びに九州旅客鉄道株式会社とその子会社

第4条（当社からの個人情報の第三者提供およびその利用）

1. 会員は、当社の提携する観光施設等に、第1条第1項に記載の個人情報を提供することに同意します。
2. 会員は、第2条第1項第4号に記載の目的のため、広告サービス配信事業者に対して個人情報を提供することに同意します。
3. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供する場合があります。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
(5) 学術機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）
(6) クレジットカード会社がおこなう不正利用の検知および防止のために、会員が利用されているクレジットカード会社および本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合

第5条（当社からの個人情報の提供中止の申出）

会員は、第4条第1項にかかわらず、申し出により、それ以降の当社からの個人情報の提供中止を求めることができます。ただし、この場合、会員は、第6条第2項に記載の窓口に応じ、申し出るものとします。

第6条（当社による保有個人情報の開示等の請求等）

1. 会員は、当社に対して、自己に関する保有個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下、「開示等」という。）を請求することができます。
2. 当社に対する個人情報の開示等、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口にご連絡ください。
〒108-8204 東京都港区港南二丁目1-85JR 東海品川ビルA棟

3. 万一当社が保有する個人情報に不正な情報または誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正・削除します。

改定日 令和8年8月25日

(別表)

(※) については、JR 東海エクスプレス・カードの会員種別ごと以下に読み替えるものとします。

会員種別	会員規約名
JR 東海エクスプレス・カード会員 (個人会員・プラス EX 会員・ビュー・エクスプレス会員)	JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 (JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用)
JR 東海エクスプレス・カード会員 (ビジネス会員)	JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 (ビジネス会員用)
JR 東海エクスプレス・カード会員 (提携コーポレート会員)	提携コーポレートカード会員規約

エクスプレス予約サービス（ビジネス）に関する特約

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービスについて定めるものです。

第1章 総則

第1条（総則）

- 1. 本特約は、JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビジネス会員用）（以下、「会員規約」という。）の特約とし、会員規約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
- 2. 会員規約に定める法人会員は、本特約の内容について会員指定の JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）（以下、「カード」という。）使用者（以下、「カード使用者」という。）に周知するものとします。法人会員およびカード使用者は本特約を承認し、遵守するものとします。
- 3. 会員規約に定めるエクスプレス予約サービスの会員は、エクスプレス予約サービス会員登録手続（以下、「会員登録」という。）に際してインターネットの申込サイト上に表示される規約に「同意する」ボタンを押すことにより本規約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本規約を承諾しているものとみなされた JR 東海エクスプレス予約サービス会員を「会員」という。）。
- 4. 第2条第1項第12号に定める包括旅行用 EX 契約に係る内容に関して、本特約に定めのない事項については、会員が購入した当該包括旅行用 EX 運送契約を旅程の一部に含む募集型企画旅行契約に係る取引条件（以下、「契約書面」という。）によります。また、当該の取引条件と本特約との間で重複または競合する内容については、当該の取引条件が優先するものとします。

第2条（用語の定義）

- 1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するエクスプレス予約サービス専用の IC カードをいい、デザインや仕様等は当社エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社 HP」という。）等で案内するものとします。
 - ※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。
 - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カード固有の番号をいいます。また「非記名式 EX-IC カード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
 - (3) 「記名式 EX-IC カード」とは、個人の会員名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
 - (4) 「交通系 IC カード」とは、当社 HP に掲載する IC カード乗車券等をいいます。
 - (5) 「当社指定路線」とは、第4条で定めるエクスプレス予約サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
 - (6) 「決済用クレジットカード」とは、会員が、JR 東海エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。
 - (7) 「決済用クレジットカード発行会社」とは、決済用クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。
 - (8) 「会員情報」とは、決済用クレジットカード発行会社から当社に提供される情報および会員が会員登録の際に当社が要求し登録した情報（修正登録した事項を含みます。）をいいます。
 - (9) 「EX 運送契約」とは、当社が別に定める「EX サービス運送約款」により締結する特別な旅客運送契約をいいます。
 - (10) 「利用者」とは、会員が締結した EX 運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者をいいます。
 - (11) 「EX 旅行契約」とは、別に定める旅行会社が、EX サービス会員を対象として造成する、EX サービスを活用した募集型企画旅行商品の旅行契約をいいます。
 - (12) 「包括旅行用 EX 運送契約」とは、前号の旅行商品の一部として個別の運賃等（払戻額含む）を明示せずに当社と EX サービス会員が締結する、EX サービスを利用した旅客運送契約をいいます。
 - (13) 「QR チケット」とは、当社指定路線の駅における入出場に使用するものとして、包括旅行用 EX 運送契約を締結した会員に対して当社が付与する QR コードをいいます。
- ※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2. 本特約に定めのない用語の定義については、会員規約に定めるところによるものとします。

第3条（本特約の変更）

当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その附則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその附則および特約等を変更することができます。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、当社 HP 等で公表するものとします。

第2章 エクスプレス予約サービス

第4条（エクスプレス予約サービス）

1. エクスプレス予約サービス（以下、「本サービス」という。また、会員規約第1条第1項に定める「旅行商品等」と総称して「本サービス等」という。）とは、会員規約第1条第1項中の「JR 東海エクスプレス予約サービス会員 ID を利用したサービス」であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。

2. 本サービスにより締結した旅客運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員および利用者にとって不利になる場合があります。

第5条（旅客運送契約の内容）

EX 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」または旅客営業規則によるものとし、当社指定路線を運営する他社（以下、「他社」という。）路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間）

1. 本サービス等を利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社または旅行会社 HP により周知するものとします。

2. 本サービスにより EX 運送契約の締結等の申込を受け付ける期間、受付時間および運賃等は、当社 HP 上で周知するものとします。

3. 旅行商品等の EX 旅行契約の締結等や申込を受け付ける期間、受付時間および代金等は、旅行会社 HP 上で周知するものとします。

第7条（申込）

会員は、本サービス等により EX 運送契約の締結等を申し込むに当たり、会員の責任において、EX 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の締結等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。また、旅行商品等により EX 旅行契約の締結等を申し込む場合、旅行商品等の申込サイト上にて旅行会社が別に定める操作を行うものとします。なお、会員規約第2条第7項に定める会員は EX 運送契約および包括旅行用 EX 運送契約の締結等を申し込むことができません。

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下、「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常どおり通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX 運送契約が成立するものとします。また、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。

4. EX 運送契約の運賃等は、決済用クレジットカードによって決済するものとします。なお、会員の本サービスにより EX 運送契約を締結できる可能額は、当該決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。また、EX 運送契約の締結可能件数は、当社 HP 上により周知するものとします。

5. 第3項の定めにより EX 運送契約が成立した時点において、EX 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

6. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。なお、包括旅行用 EX 運送契約の変更については当社から、EX 旅行契約の解約については旅行会社から通知されます。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約の操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。

8. 前項により第4項に基づき決済した EX 運送契約の運賃等に払戻すべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、決済用クレジットカードにより精算するものとします。なお、本サービスにより EX 運送契約を変更する場合は、原則として変更後の EX 運送契約の運賃等を改めて決済したのち、変更前の EX 運送契約の運賃等を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより EX 運送契約を変更できる可能額は、会員の決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。また、会員規約第2条第7項に定める会員は、運賃等に払い戻すべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金または手数料が生じる EX 運送契約の変更はできません。

9. 当社は、運行不能その他の事由により会員に対して返金を行う場合において、返金処理の誤り等により返金額に過不足が生じたとき、決済用クレジットカードに対して必要な精算処理を行うことがあります。特に、返金額が過剰となった場合や誤って返金した場合は、正当な返金額との差額または誤って返金した金額と同額を決済用クレジットカードに別途請求することがあります。したがって、本項に定める精算処理により、会員の決済用クレジットカード利用可能枠に影響を与える場合があります。

10. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の締結等の申し込みをした後、当社から承諾の通知がされない場合には、会員規約第6条に定めるカスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という）まで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社は会員に対し、EX 運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

11. EX サービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX 運送契約の成立時期は、第3項および前項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX 運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX 運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に決済用のクレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールの送信等を行い、EX 運送契約の通知を行うものとします。

12. 第1項から前項にかかわらず、包括旅行用 EX 運送契約の締結または解除は、会員が旅行会社との間で EX 旅行契約の締結または解除を行った時点となります。EX 旅行契約の締結および解除等や包括旅行用 EX 運送契約の変更の方法、通知等については当該の契約書面または包括旅行用 EX 運送契約の申込サイトの定めによります。

第9条（契約の締結等、変更後の取扱い）

1. 会員は、本サービス等により締結、変更した EX 運送契約の内容について、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

2. 本サービス等により締結、変更した EX 運送契約について、約定した内容を記載した証票（以下、「乗車券類」という。）を当社において保管するものとします。ただし、以下の場合を除きます。

(1) 乗車日を経過した場合

- (2)第 12 条により入場した場合
- (3)第 13 条により乗車券類を受け取った場合
- (4) EX 運送契約が解約された場合

3.前項により、当社において保管している EX 運送契約についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第 10 条（発売開始日前の予約サービス）

1. EX 運送契約は、一部列車の普通車自由席および当社が別に定める商品を除き、乗車日の 1 年前の日から旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の前日の 7 時 30 分までにおいて契約の締結等（以下、「1 年前予約」という。）を行うことができます。ただし、契約の締結時において約定した乗車日の運行計画が未確定場合があります。また、当社は必要と認めた場合には 1 年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より、列車ごとの 1 年前予約申込の件数には限りがあります。
2. 会員が 1 年前予約の申込をした時点で会員が EX 運送契約の締結を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
3. 当社は、会員が 1 年前予約を行った列車の発売開始日の 8 時を目途に順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、第 8 条第 2 項に定める方法により手配の結果を通知します。また当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、契約の締結時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知し、この場合の予約変更等の条件については、別に定めるものとします。
4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. 会員は、発売開始日当日中に当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

第 11 条（夜間の予約サービス）

1. EX 運送契約は、当社が別に定める商品を除き、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、契約の締結（以下、「夜間予約」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。
2. 夜間予約で成立した列車の座席については、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、第 8 条第 2 項に定める方法により手配の結果を通知します。また約定した列車等に変更が生じた場合の取り扱いについては、別に定めるものとします。
3. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
4. 会員は、夜間予約操作後の営業時間の開始以降に、当社から前二項の通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

第 12 条（入出場）

1. 会員および利用者は、EX 運送契約により新幹線に乗車する場合、当社が別に定める商品を除き、EX 運送契約に基づき約定した乗降駅における自動改札機のカード読取部に EX-IC カードまたは会員が本サービス等で指定した交通系 IC カード（以下、総称して「IC カード」という。）をタッチして、もしくは QR コード読取部に QR チケットを翳して EX 運送契約に基づき約定した乗車日（以下、「乗車日」という。）当日に自動改札機を通過するものとします。
※ただし当社 HP 上で定める日以降は、入出場に際し EX-IC カードは利用できません。
2. 会員または利用者は、本サービス等の利用において、登録または指定した IC カード、もしくは QR チケットで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カード、もしくは QR チケットを乗車日当日に不所持の場合などは、次条で定める受取窓口において、乗車券類を受け取って乗車するものとします。
3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カード、QR チケットまたは乗車券類のみで通過することはできません。

第 13 条（受取）

1. 会員は、前条で定める入場ができない場合は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第 9 条第 2 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行い入場するものとします。
2. 会員が前項の受取を行う際には、会員の EX-IC カードまたは本サービス等で乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QR コードおよび 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）の発行が必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワード（※当社 HP 上で定める日以降は、パスワードに代えて本サービスで登録している電話番号）の入力を行うものとします。ただし、受取窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。
3. 第 1 項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および前項の受取コードの有効期間および第 10 条に定める 1 年前予約による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。
4. 会員が会員規約第 2 条に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第 9 条第 2 項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、原則として当該時点における日付をもって、第 3 項に定める受取期間の満了日とします。

第 14 条（受取後の乗車券類の扱い）

会員が前条第 1 項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は受取窓口において、原則として、会員の決済用クレジットカードの提示等を行うものとします。ただし、受取窓口において、包括旅行用 EX 運送契約の乗車券類の変更や払戻はできません。

第 14 条の 2（未使用の EX 運送契約および乗車券類の扱い）

1. 乗車日当日までに第 12 条の入場をしなかった EX 運送契約または第 13 条の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類について、包括旅行用 EX 運送契約を除き、以下のように取り扱うものとします。
 - (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった EX 運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。
 - (2) 特急券のみ効力を持った EX 運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。
2. 前項による払戻は、会員の決済用クレジットカードにより決済を行います。なお、第 8 条に関わらず会員への通知は行いません。

第3章 付帯サービス

第15条（付帯サービス）

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下、「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP または申込サイト上への掲示等の方法で案内します。
2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、他社、または提携企業の係員より付帯サービスを利用する際に必要な情報媒体等の提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第16条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとし、
3. 当社または旅行会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部もしくは全部の提供の中断または会員のシステム等へのアクセス制限、その他必要な措置を実施することができるものとし、
 - (1) システム等の保守、点検を行う場合
 - (2) システム等に障害が発生した場合
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービス等を通常どおり提供できなくなった場合
 - (4) その他、当社または旅行会社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合
4. 当社または旅行会社は、当社または旅行会社の都合により本サービス等を終了できるものとしますが、この場合、当社または旅行会社は会員に事前に通知するものとします。
5. 当社または旅行会社は、本サービス等および付帯サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第17条（通知の方法）

1. 当社または旅行会社から会員への本サービス等の内容およびその取扱い等に関する通知は、本サービスまたは旅行商品等の申込サイトもしくは当社または旅行会社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付または電話番号への電話連絡等の当社または旅行会社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスまたは旅行商品等の申込サイトまたは当社または旅行会社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社または旅行会社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、決済用クレジットカード発行会社が指定する住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前二項において、電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社または旅行会社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第18条（例外的扱い）

当社または旅行会社は、当社または旅行会社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。

第5章 EX-IC カード

第19条（EX-IC カードの発行および効力）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。
※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。このため、EX-IC カードを貸与されていない会員については本章に関する内容は適用しないものとします。
 2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
 3. 当社は、別に定める場合を除き、決済用クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-IC カードを送付します。
 4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む。）を使用、管理しなければなりません。
 5. 会員は、EX 運送約款により当社指定路線に乗車する場合は、常に EX-IC カードおよび決済用クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより会員は速やかにこれらを提示するものとします。この提示がない場合、会員は、EX 運送約款により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
 6. 記名式 EX-IC カードは、EX-IC カード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。
 7. 非記名式 EX-IC カードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定するカード使用者に使用させることができます。この場合、カード使用者は、本規約における会員とみなされます。
 8. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
 9. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります（この機能を付加した EX-IC カードを以下、「在来線 IC 機能つき EX-IC カード」という。）。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いおよび在来線 IC 機能つき EX-IC カードに関する取り扱い等は別に定めます。また当社は、会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。
- ※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、在来線 IC 機能つき EX-IC カードは再発行をしません。また、当社は第12条で定める入出

場および在来線での利用を含め、在来線 IC 機能つき EX-IC カードの一切のサービスを停止できるものとします。

第 20 条 (EX-IC カードの有効期限および更新)

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により、EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 21 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または他社は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めるとともに、会員資格を停止・取消または本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 本特約に違反した場合
 - (2) 会員登録の取消を受けた場合
 - (3) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合
 - (4) 記名式 EX-IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
 - (5) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (6) 転売、換金等の目的による EX 運送約款の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (7) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - (8) 会員が、決済用クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
 - (9) EX 運送約款の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」もしくは他社が定める約款に重大な違反をした場合または繰り返し違反した場合
 - (10) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
 - (11) 第 25 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合
 - (12) 第 28 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより QR チケットの剥奪を受けた場合
 - (13) その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX 運送約款に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 22 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。
※ただし当社 HP 上で定める日以降に、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合の当社への連絡については、当社 HP 上で定める取扱いをするものとします。
2. 会員の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 19 条第 8 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。
 - (1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
 - (2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
 - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
 - (5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合
 - (6) 第 1 項の連絡の内容が虚偽である場合
3. 当社は、第 1 項の連絡を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続きをとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
4. 会員が決済用クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の決済用クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。
5. 会員が EX-IC カードを紛失または盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社が定める補償はありません。

第 23 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく、EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、再発行をしません。また当社は、当社 HP 上で定める日以降に、会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難等に遭った場合の当社への連絡については、当社 HP 上で定める取扱いをするものとします。
3. 前二項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 会員は、第 2 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の決済用クレジットカードにより決済するものとします。

第 6 章 交通系 IC カード

第 24 条 (交通系 IC カード)

1. 会員または利用者が、EX 運送約款により当社指定路線に乗車するために、交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は、当社が別に定める方法により交通系 IC カードを登録または指定手続するものとします（以下、会員が登録または指定手続を行い、予約に紐づいた交通系 IC カードを「指定交通系 IC カード」という。）。
- ※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービス等を利用できません。
2. 会員は、記名式の交通系 IC カードを登録または指定する場合、実際に乗車する会員または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。
3. 会員は、EX 運送約款により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系 IC カードで入出場するときは、指定交通系 IC カードおよび決済用クレジットカードを携帯するものとし、当社または他社の係員の求めにより会員は指定交通系 IC カードおよび決済用クレジットカードを、利用者は指定交通系 IC カードを速やかに提示しなければなりません。この提示がない場合、会員または利用者は、EX 運送約款により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
4. EX 運送約款締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は指定交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。
5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

第 25 条（交通系 IC カードの登録取消）

1. 会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または他社は、事前に会員に通告することなく直ちに交通系 IC カードの登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 第 21 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合
 - (2) 記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
 - (3) 交通系 IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (4) 転売、換金等の目的によるチケットレス運送約款の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (5) 交通系 IC カードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - (6) 会員が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
 - (7) 会員が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合
 - (8) 第 28 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより QR チケットの剥奪を受けた場合
 - (9) その他、会員の交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により会員が交通系 IC カードの登録または指定取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX 運送約款に基づく権利その他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 会員は、会員でなくなった後であっても、交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 26 条（交通系 IC カードの変更等）

1. 会員が、本サービス等に交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービス等を利用することができます。
2. EX 運送約款の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

第 7 章 QR チケット

第 27 条（QR チケット）

1. 会員または利用者が、包括旅行用 EX 運送約款により当社指定路線に乗車するために、QR チケットを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は、当社が別に定める方法により QR チケットの発行を申し込むものとします。
2. 当社は、申込サイト上で表示することにより QR チケットを付与します。
3. 会員または利用者は、包括旅行用 EX 運送約款により当社指定路線に乗車する場合であって、QR チケットで入出場するときは、常に QR チケットおよび入場時に発行された EX ご利用票（座席のご案内）（以下「ご利用票」という。）および会員は決済用クレジットカードを携帯するものとし、当社または他社の係員の求めにより QR チケットおよびご利用票を速やかに提示しなければなりません。提示がない場合、会員または利用者は、EX 運送約款により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
- ※ただし当社 HP 上で定める日以降はご利用票の携帯および提示に関する内容は適用しないものとします。

第 28 条（QR チケットの剥奪）

1. 会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または他社は、事前に会員に通告することなく直ちに QR チケットの剥奪または本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 第 21 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合
 - (2) 第 25 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合
 - (3) QR チケットを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (4) 転売、換金等の目的による包括旅行用 EX 運送約款の締結等、QR チケットの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (5) QR チケットに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - (6) 会員が複数の QR チケットとして発行手続をし、当社がこれらを付与した場合で、他の QR チケットについて本項のいずれかの事由に該当した場合
 - (7) その他、会員の QR チケットの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により会員が QR チケットの剥奪を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な包括旅行用 EX 運送約款に基づく権利は、無効となります。

第 8 章 その他

第 29 条（当社または旅行会社の免責事項）

当社または旅行会社は、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) 会員の本サービス等使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・

遅滞・中止したことにより会員または第三者が被った不利益

(3)EX-IC カード、本サービスの案内冊子および当社 HP 等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益

(4)利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間および所要回答時間の変更等により、会員または第三者が被った不利益

(5)当社が会員から第 22 条第 1 項の連絡を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員または第三者の被った不利益

(6)交通系 IC カードのサービスマンテナンス、障害等や付与された QR チケットの状態のため、駅において入出場ができないことにより会員または第三者が被った不利益

(7)付帯サービスの内容の変更により会員または第三者が被った不利益

(8)その他やむを得ない事情がある場合における本サービス等の内容の変更により会員または第三者が被った不利益

第 30 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

会員または利用者は理由のいかんを問わず、本特約に基づき当社または旅行会社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第 31 条（相殺禁止）

会員または利用者は理由のいかんを問わず、本特約に基づく金銭債務を、当社または旅行会社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 32 条（適用法規および合意管轄裁判所）

1. 本特約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。
2. 本特約に関して当社と生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本特約に関して旅行会社と生じた法律上の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所は別表 1 の通りとします。

改定日 令和 8 年 8 月 25 日

別表 1 旅行会社の専属的合意管轄裁判所

旅行会社	専属的合意管轄裁判所
株式会社 ジェイ・エール東海ツアーズ	東京地方裁判所または東京簡易裁判所
株式会社 日本旅行	

JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員規約

第1条（総則）

1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「甲」という。）および三井住友カード株式会社（以下、「乙」という。）と後記第2条第1項に定める法人会員との間で適用されます。
2. 本規約は略称を「カード会員規約」とし、インターネット上の申込サイトその他において「カード会員規約」とある場合、本規約を指すものとします。
3. JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）（以下、「カード」という。）は、後記第4条第1項により、乙が第2条第1項に定める法人会員に貸与するクレジットカードです。

第2条（法人会員・管理責任者・連絡責任者・カード使用者）

1. 法人会員とは、本規約および本規約の一部を構成するものとして甲が別途定める「エクスプレス予約コーポレートサービス特約」（その他特約を含む。）（以下、「サービス特約」といい、本規約とサービス特約を総称して「本規約等」という。）を承認のうえ、甲および乙に所定の契約申込書にて本規約に定めている事項を内容とする契約（以下、「本契約」という。）の締結申込みをした法人で、甲および乙が締結を承諾した法人をいいます。
2. カード使用者とは、法人会員の役員または従業員等で、実際にカードを利用する者をいいます。なお、カード使用者は、甲および乙が特に承認した場合に限り、法人会員の一定の営業単位（以下、「部署」という。）のほか、法人会員のグループ会社等、その部署、役職員、社員、従業員その他の者が含まれます。ただし、後記第8条第1項により、カード使用者の利用でなくとも、カード使用者のカード利用とみなされることがあります。
3. 法人会員は、法人会員の役員または従業員等からカードの管理責任者（以下、「管理責任者」という。）および連絡責任者（以下、「連絡責任者」という。）を指定し、甲および乙に通知するものとします。管理責任者および連絡責任者は、法人会員または法人会員の代表者から本契約に関しての全ての権限を授権され、本契約に関して法人会員または法人会員の代表者を代理するものとします。
4. 法人会員は、法人会員が指定した管理責任者、連絡責任者およびカード使用者が本規約に基づき行う一切の行為について包括して承認し、事由の如何を問わず管理責任者、連絡責任者およびカード使用者が行った行為に関し、当該行為は法人会員が法人会員の責任において行った行為とされることに異議ないものとします。

第3条（本規約等の遵守）

1. 法人会員は、本規約等を遵守するものとします。
2. 法人会員は、カード使用者に対し、本規約等を周知および遵守させるものとし、カード使用者が、カードに署名しまたはカードを利用したことにより、当該カード使用者が本規約等を確認したものとみなされます。

第4条（カードの発行、譲渡・貸与・質入れ等の禁止）

1. カードの種類には「部署カード」と「個人カード」があります。
 - (1) 部署カード
法人会員が甲および乙に所定の届出用紙により法人会員の組織の中でカードの利用を希望する部署を申請し、甲および乙が当該申請を許可した場合に、乙が法人会員に貸与するカードをいいます。このカードは1部署につき1枚を貸与します。
 - (2) 個人カード
法人会員が甲および乙に所定の届出用紙により法人会員の役員または従業員等の中でカードの利用を希望する者を申請し、甲および乙が当該申請を許可した場合に、乙が法人会員に貸与するカードをいいます。
2. カードには法人会員がお申し出の暗証番号を登録します。ただし、特にお申し出がない場合、または乙が暗証番号として不適切と判断した場合には乙指定の暗証番号を登録します。また法人会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用された場合は、暗証番号について盗用その他事故があっても、そのために生じる一切の損害については法人会員負担とします。
3. 法人会員は、カードの署名欄に、部署カードについては部署名を記載し、個人カードについては当該個人に自署させ、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。
4. カードは、部署カードについては法人会員の当該部署の役員および従業員等、個人カードについては当該個人のみが利用でき、第三者に貸与、譲渡、質入れ、担保の提供等に利用することはできません。ただし、法人会員が部署カードを上記以外の者に利用させることを希望する場合や、個人カードを法人会員の役員または従業員以外の者に利用させることを希望する場合は、甲および乙は別に定める方法により法人会員から書面による申請を受け、カードを発行する場合があります。
5. カードの有効期限はカードに表示し、甲および乙が引続きカードの利用を認める場合に限り、所定の時期に更新するものとします。
6. カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で乙が認めた場合に限り再発行するものとします。

第5条（年会費）

法人会員は、乙に対し、所定の年会費を所定の期日に支払うものとします。支払われた年会費は理由の如何を問わずお返しいたしません。また、途中で本契約が終了した場合であっても、所定の年会費全額を支払うものとします。

第6条（カードの利用）

1. カード使用者は、甲および乙が承認した加盟店（以下、「加盟店」という。）および甲でカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の自己の署名（部署カードは法人名の記載および自己の署名）をすることにより乗車券類等および商品の購入並びにサービス等の提供を受けることができます。ただし、カード使用者は利用できない乗車券類等、商品およびサービス等があることを予め承諾するものとします。なお、甲および乙が特に認めた場合はカードの提示および署名もしくは記載を全部または一部を省略するなど、これに代わる方法をとる場合もあります。
2. カード使用者がカード利用により購入した商品（乗車券類等は含まれない。）の所有権は、乙が加盟店に立替払いをしたことにより加盟店から乙に移転し、当該商品に関わる債務の完済まで乙に留保されることを認めるとともに、法人会員は次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、貸与その他乙の所有権を侵害する行為をしないこと。
 - (2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨の連絡を乙に行うとともに、乙が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。
3. 法人会員およびカード使用者は、法人会員およびカード使用者の事業にかかわる購入以外の用途にカードを利用できないものとし、割賦販売法による保護を受けられないことを承諾するものとします。なお、法人会員およびカード使用者が、事業にかかわる購入以外の用途にカードを利用し

た場合も、法人会員はその支払いの責を免れないものとします。

4. 法人会員またはカード使用者が現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式またはキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。

※カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、(社)日本クレジット協会ホームページ <http://www.j-credit.or.jp/> をご覧ください。

第7条（カードの利用可能枠）

1. カードの利用可能枠は甲および乙が定めた金額とし、別途通知します。
2. 甲、乙および加盟店は、カード使用者のカード利用が本規約に違反する場合、または違反するおそれがある場合、その他、甲および乙がカード使用者のカード利用について不審な点があると判断した場合には、カードの利用を断ることができます。

第8条（カードの利用により生じる債務）

1. カードの利用については、カード使用者の利用であるか否かを問わず、またはその理由の如何を問わず、全てカード使用者の利用とみなされます。
2. 法人会員は、カードの利用（前項によりカード使用者の利用とみなされるものを含む。）に関して生じたカード利用代金その他一切の債務について、その支払いの責を負うものとします。
3. 法人会員は、前項の債務を乙が法人会員に代わって支払うことを承認するものとします。

第9条（代金決済および遅延損害金）

1. 法人会員は、カード使用者の毎月末日までのカード利用代金および年会費等毎月末日までに乙にお支払いいただくべき一切の債務を翌々月6日（当日が金融機関休業日場合は翌営業日。以下、「約定支払日」という。）に、法人会員が予め指定したお支払い預貯金口座から自動振替の方式により乙に支払うものとします。また、乙の指定預金口座へ振込み入金する方法（原則として振込みにかかる手数料は法人会員の負担となります。）により支払うこともできます。この場合のお支払い日は約定支払日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）までとなります。
2. 法人会員は、約定支払日に債務の履行を怠った場合、乙所定の方法により、当該債務を支払うものとします。ただし、法人会員の支払った金額が本契約に基づき、契法人が乙に対し負担する債務を完済させるに足りないときは、特に通知せず乙が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当します。
3. 前項の場合、法人会員は、約定支払日の翌日から支払日に至るまで年14.60%（1年を365日として計算します。ただし、閏年は1年を366日とします。以下同じ。）を乗じた額の遅延損害金を付加して乙に支払わなければなりません。
4. 法人会員がサービス特約に定めるエクスプレス予約コーポレートサービスを利用した場合、甲は、甲所定の方法により決定された、同サービスにおけるカード利用代金の一部を還元することがあります。還元は、甲より受託した乙が所定の方法により行ない、同サービスにおけるカード利用代金と相殺することができます。

第10条（費用等の負担）

1. 法人会員は弁済にかかわる費用を負担するものとします。また、法人会員は、支払遅延により乙が振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき330円（税込）を別に支払うものとします。なお、この場合乙宛の振込手数料も法人会員負担とします。
2. 法人会員は支払遅延等、法人会員の責に帰すべき事由により乙が遅滞金等を訪問金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円（税込）を別に支払うものとします。
3. 乙が法人会員に対し書面による催告をしたときは、法人会員は当該催告に要した費用を負担するものとします。
4. 第5条に定める年会費、第1項から第3項に定める費用等にかかわる費税等相当額については法人会員が負担するものとし、当該年会費および費用等の支払時に加算して乙に支払うものとします。
5. 乙は法人会員に対し、法人会員の要請により乙が行う事務の費用として次のものを法人会員に請求することができます。
 - (1) カードの再発行手数料
 - (2) 法人会員もしくはカード使用者に交付された書面の再発行手数料

第11条（加盟店との紛議）

カード利用により購入等した乗車券類等、商品、およびサービス等に関する紛議は、すべて法人会員と購入等をした加盟店との間で解決していただき、甲および乙は責任を負いません。

第12条（機密の保持）

1. 法人会員は、本契約の内容および本契約に基づく取引を通じて知り得た甲および乙の機密を、第三者に漏らしてはなりません。
2. 前項の定めは、本契約が終了した後においても同様とします。

第13条（JR東海エクスプレス・カード（コーポレート）契約法人保障制度）

1. 法人会員はカードの紛失・盗難等による不測の損害を防止するために、必ずJR東海エクスプレス・カード（コーポレート）契約法人保障制度に加入するものとします。
2. JR東海エクスプレス・カード（コーポレート）契約法人保障制度の内容は、乙が別に定めるJR東海エクスプレス・カード（コーポレート）法人会員保障制度規約によるものとします。

第14条（解約または解除）

1. 法人会員が本契約の解約をしようとする場合は、甲および乙に所定の届出用紙を提出することにより手続きするものとします。
2. 次の各号のいずれかに該当した場合、甲または乙は通知催告などをせず、直ちにカード利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本契約の一部もしくは全部の解除をすることができます。
 - (1) 法人会員が本契約締結時に虚偽の申告をしたとき
 - (2) 法人会員またはカード使用者が本規約等のいずれかに違反したとき
 - (3) 法人会員がカードの利用代金など乙に対する債務の履行を怠ったとき
 - (4) 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (5) 法人会員またはカード使用者のカードの利用状況および支払状況が適当でないと甲または乙が判断した時
 - (6) 法人会員が振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき
 - (7) 法人会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき

(8) 法人会員が破産手続開始・民事再生手続開始等、その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき、債務整理（任意整理を含む。）を開始したとき
(9) 法人会員またはカード使用者が後記第 16 条に違反していると認めたとき
(10) 第 6 条第 3 項に違反し、カードの利用状況が不適当または不審であると乙が判断したとき
(11) その他法人会員として不適当であると甲または乙が判断したとき
3. 甲または乙は法人会員のカード利用代金額が、法人会員で 1 年あたり 500 万円を下回った場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、カード利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本契約の一部もしくは全部の解除をすることができます。
4. 第 1 項、第 2 項および第 3 項により本契約の全部が終了したときは、法人会員は乙より貸与されている全てのカードを直ちに乙に返却し、約定支払日にかかわらず、乙に支払うべき一切の債務を直ちに支払うものとします。なお、会員は、退会後においても、本規約の定めに従い、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用代金等について、全て支払の責を負うものとします。
5. 法人会員が、部署カードを利用している部署または個人カードの利用をしている者を変更、廃止する場合には、変更、廃止に関するカードを直ちに乙に返却し、約定支払日にかかわらず、乙に支払うべき一切の債務金額を直ちに支払うものとします。たし、代金の支払いについて乙が特に認める時は通常の支払い方法によるものとします。

第 15 条（期限の利益の喪失）

1. 法人会員またはカード使用者は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支払いいただきます。
(1) 仮差押、差押、もしくは競売の申請または破産その他債務整理のための法的手続きの開始申立てがあったとき、債務整理（任意整理を含む。）を開始する旨を乙に通知したとき
(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく本人確認書類の提示・提出等がなされない場合において、乙が契約法に対し本人確認書類の提示・提出等を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がないとき
(5) 法人会員が現に有効な運転免許証の交付を受けている場合において、乙が法人会員に対し運転免許証の番号を届出するよう求めたにもかかわらず、所定の期日までにその届出がないとき
(6) 第 14 条に掲げる事由のいずれかに該当したとき
(7) 後記第 16 条に違反していると乙が認めたとき
(8) 債務の履行を 1 回でも遅滞したとき
(9) その他法人会員またはカード使用者の信用状態が悪化したとき
2. 法人会員またはカード使用者は、法人会員またはカード使用者が商品の質入れ、譲渡、賃貸その他乙の所有権を侵害する行為をしたときは、乙の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支払いいただきます。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 法人会員およびカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
(1) 暴力団
(2) 暴力団員
(3) 暴力団準構成員
(4) 暴力団関係企業
(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
(6) 前各号の共生者
(7) その他前各号に準ずる者
2. 法人会員およびカード使用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

第 17 条（届出事項の変更）

1. 法人会員は、甲および乙に届け出た法人の名称、所在地、電話番号、代表者、管理責任者、連絡責任者、部署カードを利用している部署またはカード使用者等に変更が生じた場合、遅滞なく甲および乙に所定の届出用紙を提出することにより手続きするものとします。
2. 前項の提出がないために甲または乙からの通知または送付書類その他のものが遅着し、または到着しなかった場合には、通常判断すべきときに法人会員に到着したものとみなします。また、前項の届出がなかったことにより、法人会員が被った損害について甲または乙は免責とし、甲または乙が被った損害については法人会員の責とします。

第 18 条（規約の改定）

甲および乙は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含む。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または契約会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他契約会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、甲および乙は、改定の効力が生じる日を定め、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。

第 19 条（合意管轄裁判所）

法人会員は本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

改定日 令和 8 年 8 月 25 日

JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項（ハウス会員用）

第1条（当社による個人情報の収集等）

1. 東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下、「本サービス」という。）の利用開始にあたって、予約・申込サイト上で会員登録を行う会員規約（※1）で定める法人会員またはカード使用者（以下、総称して「会員」という。）は、当社が必要かつ適切な保護措置を講じた上で、以下の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。

（1）本サービスの利用開始にあたり、予約・申込サイト上で登録する情報等

（2）クレジットカード申込または本サービスの申込にあたり、クレジットカード会社（※2）が法人会員から取得し、当社に提供した情報（これらの変更や退会情報を含みます）。

※当社は会員のクレジットカード番号をトークン化（別文字または番号を用いた置き換え）して保持します（ただしE予約専用会員・E予約専用ライト会員は除く）。

（3）当社が会員としての取引により得た乗車券類等の商品及び関連するサービスの購入・利用履歴等の情報

2. 会員は、会員が当社に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社がクレジットカード会社（※2）に提供する場合があることに同意します。

第2条（当社による個人情報の利用等）

1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。

（1）会員との商品及び関連するサービス等の取引又は提供のため

（2）営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため

（3）販売状況分析、商品開発、Webサイト等のサービスの内容改善のために利用するため

2. 個人情報の収集及び前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第1項に記載の個人情報を預託します。

第3条（当社との個人情報の共同利用）

会員は、以下の会社において第1条第1項に記載の個人情報を、第2条第1項に定める目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第6条第2項記載の窓口とします。

・当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）並びに西日本旅客鉄道株式会社とその子会社および九州旅客鉄道株式会社とその子会社

第4条（当社からの個人情報の第三者提供及びその利用）

1. 会員は、第2条第1項第1号に記載の目的のため、当社の提携する観光施設等に、第1条第1項に記載の個人情報を提供することに同意します。

2. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供する場合があります。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（5）学術機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）

（6）クレジットカード会社がおこなう不正利用の検知および防止のために、会員が利用されているクレジットカード会社（※2）および本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合

第5条（当社からの個人情報の提供中止の申出）

会員は、第4条第1項にかかわらず、申し出により、それ以降の当社からの個人情報の提供中止を求めることができます。ただし、この場合、会員は、第6条第2項に記載の窓口に応じるものとします。

第6条（当社による保有個人データの開示等の請求等）

1. 会員は、当社に対して、自己に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下、「開示等」という。）を請求することができます。

2. 当社に対する個人情報の開示等、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口にご連絡ください。

〒108-8204 東京都港区港南二丁目1-85 JR 東海品川ビルA棟

東海旅客鉄道株式会社エクスプレス予約カスタマーセンター

3. 万一当社が保有する個人情報が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正・削除します。

改正日 令和8年8月25日

（※1）・（※2）は、エクスプレス・カードの会員モデルごと以下に読み替えるものとします。

会員モデル	（※1）会員規約	（※2）クレジットカード会社
E予約専用会員	エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約	株式会社ジェーシービー
E予約専用ライト会員	エクスプレス・カード（E予約専用ライト）会員規約	
JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員	JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員規約	三井住友カード株式会社

エクスプレス予約コーポレートサービス特約

第1条（概要）

1. 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が「JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いについて定めるものとします。なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定める管理責任者、連絡責任者（以下、総称して「管理責任者等」という。）およびカード使用者（以下「カード使用者」という。「管理責任者等」と「カード使用者」を総称して、「カード使用者等」という。）に周知する義務を負い、法人会員およびカード使用者等は本規約を承認し遵守するものとします。また本特約は、カード会員規約の特約であり、カード会員規約と重複または競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。

2. 当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者等と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含む。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者等の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者等への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者等に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、法人会員およびカード使用者等に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社HP」という。）等で公表するものとします。

第2条（本サービスの利用および利用資格）

1. 本サービスは、法人会員およびカード使用者等に限り利用できるものとします。

2. 管理責任者等は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上で法人会員の基本カード番号のほか当社が別に定める情報や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号等を入力することにより、本サービスの登録手続（以下、「会員登録」という。）を行うものとします。管理責任者等は、会員登録において、当社が要求する情報を正確に登録するものとします。

3. カード使用者は、前項による基本カード番号の会員登録手続完了後、本サービスの利用開始にあたって、当社が別に定める情報（以下、前項の管理責任者等が登録手続した情報を含め「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの会員登録を行うものとします。カード使用者は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

4. 当社は、以下の項目に該当する場合、前二項の会員登録を承諾しないことがあります。

(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合

(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合

(3) その他、カード使用者が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合

5. 会員登録を行った後、当社から会員登録完了の通知がない場合、管理責任者等またはカード使用者は、第7条に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。

第3条（会員情報の修正）

カード使用者または管理責任者等（以下、総称して「カード使用者等」という。）は、当社がカード使用者等に通知する際に使用する会員情報の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

第4条（利用環境、受付期間、受付時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HP上により周知するものとします。

2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下、「購入等」という。）の受付期間、受付時間等は、当社HP上で周知するものとします。

第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、会員登録後に当社より付与された会員ID（以下、「会員ID」という。）およびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等の申込をするものとします。

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の申込サイトへの表示、またはカード使用者が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、登録された電子メールアドレスのメールアドレスに通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。

2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。

3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカードより決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社HP上により周知するものとします。

4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものとします。

5. 乗車券類の変更、払戻等（第10条の2に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

6. 当社は、運行不能その他の事由によりカード使用者に対して返金を行う場合において、返金処理の誤り等により返金額に過不足が生じたとき、カード使用者のカードに対し必要な精算処理を行うことがあります。特に、返金額が過剰となった場合や誤って返金した場合は、正当な返金額との差額または誤って返金した金額と同額をカード使用者のカードに別途請求することがあります。したがって、本項に定める精算処理により、法人会員およびカード使用者のカード利用可能枠に影響を与える場合があります。

第7条（カード使用者等の問い合わせ窓口）

1. カード使用者等から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものと問合せ方法等は、当社HP上等に掲載します。

2. カスタマーセンターでは、カード使用者等からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、カード使用者等が判断した行動の結果、カード使用者等が被害を受けることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。
4. カスタマーセンターでは、管理責任者等から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で管理責任者等であることを確認するものとし、その確認が取れた場合は「管理責任者等」として対応するものとします。

第8条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。
2. 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取または払戻もしくは「JR 東海 EX-IC サービス規約（コーポレート）」（以下、「IC 規約」という。）第4条に定める IC カードによる乗車を行うまでの間、当社において保管するものとします。
3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または指定路線を運営する他社（以下、「他社」という。）の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）の適用を受けるものとします。

第9条（発売開始日前のサービス）

1. 本サービスの乗車券類は、一部列車の普通車自由席および当社が別に定める商品を除き、乗車日の1年前の日から旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の当日の7時30分までにおいて購入の申込等（以下、「1年前予約」という。）を行うことができます。ただし、購入の申込時において約定した乗車日の運行計画が未確定場合があります。また当社は必要と認めた場合には1年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より列車ごとの1年前予約申込の件数には限りがあります。
2. カード使用者が1年前予約の申込をした時点でカード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
3. 当社は、カード使用者が1年前予約を行った列車の発売開始日の8時を目途に順次、申込内容に則った列車・座席手配等の手続きを行い、第6条に定める方法により手配の結果をカード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により通知します。なお当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、契約の申込時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。またこの場合の予約変更等の条件については、別に定めるものとします。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. カード使用者は、発売開始日当日中に当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

第9条の2（夜間の予約サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める商品を除き、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、購入の申込（以下、「夜間予約」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。
2. 当社は、カード使用者の申込内容に則った列車手配等の手続きを行い、第6条に定める方法により手配の結果を通知し、決済手続きが行われるものとします。
3. 夜間予約で成立した列車の座席については、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、カード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により手配の結果を通知します。また約定した列車等に変更が生じた場合の取り扱いについては、別に定めるものとします。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、手配の結果の通知等をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. カード使用者は、夜間予約操作後の営業時間の開始以降に、当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

第10条（受取）

1. カード使用者は、IC 規約で定める駅において IC カードによる入場ができない場合は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行い入場するものとします。
 2. カード使用者が前項の受取を行う際には、IC 規約の定めにより当社が貸与するカード使用者の EX-IC カードまたは本サービスで乗車券類を受取る際の本人認証のための符号（QR コード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）の発行が必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワード（※当社 HP 上で定める日以降は、パスワードに代えて本サービスで登録している電話番号）の入力を行うものとします。
- ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。
- ※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第9条に定める1年前予約による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。
 4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとします。
 - (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類について、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
 - (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類について、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
 5. 前項による払戻は、カード使用者のカードにより決済を行います。なお、第6条に関わらず会員への通知は行いません。
 6. 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第8条第2項により保管している乗車券類が存在する場合、原則として当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなすものとみなします。

第10条の2（受取後の乗車券類の扱い）

1. 前条第1項により受取した後の乗車券類の変更、払戻については、インターネットによる変更、払戻はできないものとします。
2. 受取後の乗車券類についても、第8条に定める通り、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第11条 (付帯サービス)

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下、「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を提供することがあり、法人会員またはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社HP上または申込サイト上への掲示等で案内します。
2. 法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、当社もしくは他社、または提携企業の係員より付帯サービスを利用する際に必要な情報媒体等の提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

第12条 (変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間等
 - (2) 第5条の申込方法
 - (3) カスタマーセンターの問合せ方法等
 - (4) 第9条および第9条の2の申込方法等
 - (5) 第10条の受取窓口、受取方法、受取期間
 - (6) 付帯サービスの内容
 - (7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができます。
 - (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合
 - (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者等からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合
3. 当社は、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合、あらかじめ法人会員またはカード使用者等に事前により通知するものとします。ただし、当社が、自然災害等の不可抗力、システムの故障・改修・更新、当社の事業運営上の理由その他の事由により、本サービスの一部または全部を緊急に終了する必要があると当社が判断した場合には、当社は、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとします。

第13条 (会員情報の使用)

1. 本サービスに基づき当社が知り得た法人会員、カード使用者等に関する情報についての取扱い、カード会員規約および「JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項（ハウス会員用）」によるものとします。
2. 法人会員は、以下の項目について、法人会員の責任において、カード使用者等の同意を得るものとします。
 - (1) カード使用者等に関する情報を法人会員が両社に対し提供すること
 - (2) 本サービスの利用内容を当社が法人会員に対して提供すること

第14条 (法人会員およびカード使用者等の義務)

1. カード使用者等は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 法人会員は、会員 ID、パスワードおよびカードの暗証番号の使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者等以外の者に利用、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 法人会員およびカード使用者等は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

第15条 (法人会員の責任、当社の免責、損害賠償)

1. 法人会員またはカード使用者等は、自らの行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者（以下、「利用者」という。）が行った一切の行為・結果、並びに会員 ID またはパスワードもしくはカードの暗証番号によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。
 - (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
 - (2) 会員 ID、パスワードおよびカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
 - (3) 当社が、第2条の登録手続に対して承認をしないことまたはカード使用者等の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
 - (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
 - (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者等からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
 - (6) カスタマーセンターの問合せ方法等の変更により法人会員、カード使用者等または第三者の被った不利益
 - (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員またはカード使用者等の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
 - (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
 - (9) 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者等に生じる通信費等必要な費用の支払が生

じることにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益

(10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される電子メールの容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員もしくはカード使用者等の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益

(11) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者等への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益

(12) クレジットカード会社または通信会社等のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益

(13) 法人会員またはカード使用者等がカード会員規約、本規約、IC 規約および当社の定める運送約款および法令の定めに違反したことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者等が行ったことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益

(14) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益

3. 法人会員またはカード使用者等が、カード会員規約、本規約、IC 規約および当社の定める運送約款および法令の定めに違反して、当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 16 条（通知および同意の方法）

1. 当社から、法人会員およびカード使用者等への本サービスの運営および内容に関する通知は、本サービスの申込サイトまたは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 前項の通知内容を反映した本サービスを法人会員またはカード使用者等が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者等が承諾したものとみなします。

第 17 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード使用者等はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第 18 条（利用制限または利用停止）

1. 次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、当社は、通知催告等何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの一時停止を含む利用制限または利用停止をすることができます。なお、第 10 号または第 11 号のいずれかに該当する場合は、同時に、カード会員規約第 14 条第 2 項第 5 号に該当するものとみなします。

(1) 法人会員またはカード使用者等が、本特約の各条項のいずれかに違反したとき

(2) 法人会員もしくはカード使用者等がカード会員規約の各条項のいずれかに違反したとき、またはカード会員規約に定める本契約が終了したとき

(3) 法人会員が、競売の申し立てを受けもしくは滞納処分を受けたとき

(4) 法人会員が、合併によらない解散決議を行ったとき

(5) 法人会員が、支払いの停止をしたときまたは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てをし、または申し立てを受けたとき

(6) 法人会員またはカード使用者等が、当社の名誉、信用を失墜させ、もしくは当社に重なる損害を与えたときまたはそのおそれがあるとき

(7) 法人会員の資産、信用、支払能力等に重大な変化が生じたとき

(8) 第 2 条第 2 項による登録および第 3 条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったとき

(9) カード使用者等が登録した電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなったとき

(10) 法人会員またはカード使用者等が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売または換金行為を試み、もしくは実行したとき（旅行業法に定める取次行為を含む。）

(11) 法人会員またはカード使用者等が、その一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入したとき

(12) 法人会員またはカード使用者等が第 22 条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき

(13) その他、法人会員またはカード使用者等が本サービスを利用することを当社が不適当と判断したとき

2. 法人会員は、前項により当社が本サービスの一時停止を含む利用制限または利用停止をしたときであっても、カード使用者の本サービスの利用に基づく債務の負担について、理由の如何を問わず免れ得ないものとします。

第 19 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者等は理由の如何を問わず、本特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第 20 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者等は理由の如何を問わず、本特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 21 条（合意管轄裁判所）

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. 法人会員、カード使用者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(6) 前各号の共生者

- (7) その他前各号に準ずる者
2. 法人会員、カード使用者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 令和8年8月25日

約定支払日の取扱いに関する特約

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものです。

第1条（総則）

- 1. 本特約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス特約」（以下、「サービス特約」という。）および JR 東海 EX-IC サービス規約（コーポレート）（以下、「IC 規約」という。）の特約とします。
- 2. 本特約は「JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、「法人会員」という。）で当社所定の申込書により本特約に定める約定支払日の取扱いの申込みを行った法人会員に対して適用されます。
- 3. サービス特約および IC 規約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
- 4. 法人会員は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に本特約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）

本特約に定めのない用語の定義については、カード会員規約、サービス特約、IC 規約に定めるところによるものとします。

第3条（本特約の変更）

削除

第4条（カード利用日）

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード利用のあった日とみなされます。

- (1) カード使用者が IC 規約で定める EX-IC サービス（以下、「EX-IC サービス」という。）を利用する場合、カード使用者が IC 規約で定める IC カード（以下、「IC カード」という。）により駅に入場した時点。
- (2) カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合または EX-IC サービスを利用する場合であって IC カードにより IC 自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取る場合は、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点。
- (3) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がサービス特約第8条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点。
- (4) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が IC 規約第8条により、カード使用者と当社との間で締結した EX-IC 運送契約が存在する場合、当該時点。

第5条（運送契約の成立）

カード使用者と当社との運送契約の成立については、サービス特約および IC 規約に定める通りとします。

第6条（受取期間経過後の乗車券類の取扱い等）

- 1. カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合またはサービス特約第10条第3項に定める受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、受取期間満了日がサービス特約におけるカード利用のあった日とみなされます。
- 2. カード使用者が EX-IC サービスを利用する場合、EX-IC 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までに駅に入場しなかった場合、当該日がサービス特約におけるカード利用のあった日とみなされます。

第7条（合意管轄裁判所）

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和8年8月25日

JR 東海 EX-IC サービス規約（コーポレート）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第1章 総則

第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス特約」（以下、「サービス特約」という。）の特約とし、サービス特約と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。

2. 「JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、「法人会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に本規約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「EX-IC カード」とは、当社がカード使用者を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。

※ただし当社は、当社エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>)（以下、「当社 HP」という。）上で定める日以降に会員資格を有したカード使用者については、EX-IC カードを貸与しません。

(2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。

(3) 「記名式 EX-IC カード」とは、カード使用者名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。

(4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。

(5) 「交通系 IC カード」とは、当社 HP 上に掲載する IC カード乗車券等をいいます。

(6) 「当社指定路線」とは、第4条に定める EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(7) 「指定クレジットカード」とは当社が別に定めるクレジットカードのうち、カード使用者が、JR 東海エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。

(8) 「指定クレジットカード発行会社」とは指定クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。

(9) 「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者がサービス特約第2条の定めにより登録した事項（サービス特約第3条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。

(10) 「E X 予約サービスきっぷ」とは、第4条で定める EX-IC 運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等 EX-IC 運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいいます。

2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約およびサービス特約に定めるところによるものとします。

第3条（本規約の変更）

当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社 HP 上等で公表するものとします。

第2章 EX-IC サービス

第4条（EX-IC サービス）

1. EX-IC サービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際に EX-IC カードまたは交通系 IC カード（以下、総称して「IC カード」という。）が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員またはカード使用者もしくは第18条で定める利用者にとって不利になる場合があります。なお、利用者は、特に定めのない限り、カード使用者に含むものとします。

※ただし当社 HP 上で定める日以降は、入出場に際し EX-IC カードは利用できません。

2. カード使用者は、本サービスの利用において、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第10条に定める受取窓口において EX サービスきっぷを受け取って乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは EX サービスきっぷのみで通過することはできません。

第5条（EX-IC 運送契約の内容）

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条（利用環境、受付期間、受付時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP 上により周知するものとします。

2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受付期間、受取時間および取り扱う EX-IC 運送契約の運賃等は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条（申込）

カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレス（以下、「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。
4. EX-IC 運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定める利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、当社 HP により周知するものとします。
5. 第3項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約が成立するものとします。また、変更、解約の承諾の通知は、変更、解約の操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約を解約します。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員またはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める J R 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものとします。
10. EX サービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

第3章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

第10条（本サービスの変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
 - (1) システム等の保守、点検を行う場合。
 - (2) システム等に障害が発生した場合。
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。
 - (4) その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合。
4. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供を終了させることができるものとします。
5. 当社は、前各項の本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第11条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、指定クレジットカード会社が指定する住所への郵便物の送付または電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスの申込サイトまたは当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前二項において、電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第12条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第4章 EX-IC カード

第13条 (EX-IC カードの発行及び効力)

1. 当社は、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。
※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有したカード使用者については、EX-IC カードを貸与しません。このため、EX-IC カードを貸与されていないカード使用者については本章に関する内容は適用しないものとします。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-IC カードを送付します。
4. 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。
5. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC カードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
6. 記名式 EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
7. 非記名式 EX-IC カードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定する者（以下、「カード指定者」という。）に使用させることができます。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされます。
8. EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
9. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります（この機能を付加したカードを以下、「在来線 IC 機能つき EX-IC カード」という。）。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いおよび在来線 IC 機能つき EX-IC カードに関する取り扱い等は、別に定めます。

第14条 (EX-IC カードの有効期限及び更新)

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第15条 (EX-IC カードの返却等)

1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービスの提供を終了することがあります。なお、次の各号の規定は、EX 予約サービスきっぷの取扱いについても準用します。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合
 - (3) 記名式 EX-IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
 - (4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - (5) 転売、換金等の目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの使用状況が適当でないと当社が認めた場合
 - (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - (7) 法人会員が、指定クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より本サービスの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
 - (8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める EX サービス運送約款または他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合
 - (9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
- (10) 第19条第1項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合
- (11) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 法人会員またはカード使用者は、法人会員またはカード使用者でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第16条 (EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
※ただし当社 HP 上で定める日以降に、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合の当社への連絡については、当社 HP 上で定める取扱いをするものとします。
2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第13条第8項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
 - (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
 - (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
 - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合

(5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合

(6) 前項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第13条第8項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. カード使用者が指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、法人会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規約によります。

5. カード使用者が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等していなければ、法人会員の指定クレジットカード発行会社が定める補償はありません。

第17条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、法人会員が当社定める変更手続をすることにより、在来線 IC 機能つき EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、在来線 IC 機能つき EX-IC カードは再発行をしません。また当社は、第4条で定める入出場および在来線での利用を含め、在来線 IC 機能つき EX-IC カード一切のサービスを停止できるものとします。

2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

3. 当社は、法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。

※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、再発行をしません。

4. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

5. 法人会員は、第1項または第3項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は指定クレジットカードにより決済するものとします。

第5章 交通系 IC カード

第18条 (交通系 IC カード)

1. カード使用者またはカード使用者が締結した EX-IC 運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者(以下、「利用者」という。)が EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード使用者は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします(以下、カード使用者が登録または指定手続を行い、予約に紐づいた交通系 IC カードを「指定交通系 IC カード」という。)。ただし、交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。

2. カード使用者は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車するカード使用者または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。

3. カード使用者および利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、指定交通系 IC カードで当社が別に定める駅において入出場するときは、常に指定交通系 IC カードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、指定交通系 IC カードおよび指定クレジットカードを速やかに呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者または利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4. EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は指定交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。

5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

第19条 (交通系 IC カードの登録取消)

1. カード使用者または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前にカード使用者に通告することなく直ちに交通系 IC カード登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 第15条第1項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合

(2) 記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合

(3) 交通系 IC カードを不正乗車(不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合

(4) 転売、換金目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合

(5) 交通系 IC カードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合

(6) カード使用者が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合

(7) カード使用者が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合

(8) その他、カード使用者の交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合

2. 前項によりカード使用者が交通系 IC カードの登録または指定取消を受けた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者が登録または指定した交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第20条 (交通系 IC カードの変更等)

1. カード使用者が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができます。

2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

第6章 その他

第21条 (当社の免責事項)

当社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (3) 指定クレジットカード、EX-IC カード、本サービスの案内冊子および当社 HP 上等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (4) 利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (5) 当社が第 16 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (6) 交通系 IC カードのメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

第 22 条（債権譲渡及び債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第 23 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 24 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 8 年 8 月 25 日

現 行 (2026 年 8 月 24 日まで)	改 正 (2026 年 8 月 25 日以降)
JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 (JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用) (前略) 第 2 条 (会員資格、会員登録) 1. 本サービスの利用希望者は、本サービスの利用にあたってまずは、「JR 東海エクスプレス・カード」への入会または本サービスの利用可能なクレジットカード (以下「決済用クレジットカード」という。) を所管する会社が定める所定の方法で、「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」もしくは「ビュー・エクスプレス特約」に申し込むものとします。(当社 HP では、JR 東海エクスプレス・カードへ入会した会員は「JR 東海エクスプレス・カード会員」、「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」に申し入会した会員を「プラス EX 会員」、「ビュー・エクスプレス特約」に申し入会した会員を「ビュー・エクスプレス会員」を指します。) 2. 当社は、前項の申込をした利用希望者が、当社が別に定める条件等を満たすときは、本サービスへの入会を承認するものとし、利用希望者は本サービスの会員としての資格 (以下「会員資格」という。) を有することとなります。第 10 条に定める年会費は、この時点から発生します (「JR 東海エクスプレス・カード」の入会者は除く)。また、当社は、会員に第 10 条に定める EX-IC カードを貸与します。 3. <u>EX-IC カードを受け取った</u>会員は、本サービス等の利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で<u>本規約を遵守することに同意し、当社が会員</u>	JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 (JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用) (前略) 第 2 条 (会員資格、会員登録) 1. 本サービスの利用希望者は、本サービスの利用にあたってまずは、「JR 東海エクスプレス・カード」への入会または本サービスの利用可能なクレジットカード (以下「<u>JR 東海エクスプレス・カード」と「本サービスの利用可能なクレジットカード」を総称して「決済用クレジットカード」という。</u>) を所管する会社 (<u>以下「クレジットカード会社」という。</u>) が定める所定の方法で、「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」もしくは「ビュー・エクスプレス特約」に申し込むものとします。(当社 HP では、JR 東海エクスプレス・カードへ入会した会員は「JR 東海エクスプレス・カード会員」、「JR 東海エクスプレス予約サービスに係る特約」に申し入会した会員は「プラス EX 会員」、「ビュー・エクスプレス特約」に申し入会した会員は「ビュー・エクスプレス会員」を指します。) 2. 当社は、前項の申込をした利用希望者が、当社が別に定める条件等を満たすときは、本サービスへの入会を承認するものとし、利用希望者は本サービスの会員としての資格 (以下「会員資格」という。) を有することとなります。第 10 条に定める年会費は、この時点から発生します (「JR 東海エクスプレス・カード」の入会者は除く)。また、当社は、会員に EX-IC カードを貸与します。 <u>※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。</u> 3. 会員は、本サービス等の利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で本サービスの会員登録手続 (以下「会員登録」という。) を行い、<u>本規約</u>

を識別するために会員ごとに付与した会員 ID や、その他の当社が別に定める情報（以下「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの会員登録手続（以下「会員登録」という。）を行うものとします。この際、会員は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

（中略）

第4条（会員情報の使用）

本サービス等に基づき当社が知り得た会員に関する情報（購入履歴およびサーバー通信履歴等）についての取扱いは、「JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項」によります。

（中略）

改定日 令和 5 年 9 月 16 日

JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（当社による個人情報の収集等）

1. 東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の利用開始にあたって、予約・申込サイト上で会員登録を行う会員（以下「会員」という。）は、当社が必要かつ適切な保護措置を講じた上で、以下の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。

- (1) 本サービスの利用開始にあたり、予約・申込サイト上で登録する情報等 会員の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・メールアドレス・最寄りの東海道・山陽・九州新幹線の駅、会員登録後に発行される本サービスの会員 ID
- (2) クレジットカード申込またはエクスプレス予約 サービス申込にあたり当社に提供された情報 勤務先情報（勤務先所在地・所属部署。学生の場合は学校名・学部等）・クレ

を遵守することに同意するものとします。この際、会員は、会員登録において、当社が要求する情報 （以下「会員情報」という。） すべてを正確に登録するものとします。

（中略）

第4条（会員情報等の使用）

会員情報およびクレジットカード会社から提供された情報（以下、総称して「会員情報等」という。）についての取扱いは、「JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項」によります。

（中略）

改定日 令和 8 年 8 月 25 日

JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（当社による個人情報の収集等）

1. 東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の利用開始にあたって、JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約^(※)（以下「会員規約」という。）で定める会員（以下「会員」という。）は、当社が必要かつ適切な保護措置を講じた上で、以下の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。

- (1) 本サービスの利用開始にあたり、予約・申込サイト上で登録する情報等
- (2) 本サービス申込にあたり、会員規約に定めるクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」という。）が会員から取得し、当社に提供した情報（変更内容や退会情報を含みます。）

<u>ジットカード番号（※）等、会員が本サービスの決済用クレジットカード会社に対して本サービス利用開始に際し届け出た情報（会員種別毎の差異は別表参照）（これらの変更や退会情報を含みます。）</u> ※ 当社は会員のクレジットカード番号をトークン化（別文字または番号を用いた置き換え）して保持します。 (3) 当社が会員との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品<u>及</u>び関連するサービスの購入履歴等の情報 (4) 会員が当社サービス<u>及</u>び当社との契約により旅行会社が提供する会員専用の旅行商品等（以下「旅行商品等」という。）利用時に得た Cookie（クッキー）情報や端末情報 (5) 当社との契約により会員専用の旅行商品等を販売する旅行会社より提供を受ける情報 <u>旅行商品等の申込時に入力した会員若しくは利用者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号及びメールアドレス、当該旅行商品の利用時に、会員若しくは利用者が利用した運送・宿泊機関並びに観光施設及びイベント等の情報</u> 2. 会員は、会員が当社<u>又は決済用クレジットカード会社</u>に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社が<u>決済用クレジットカード</u>カード会社に提供する場合があることに同意します。 第2条（当社による個人情報の利用等） 1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。 (1) <u>会員との乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービス等の取引又は提供のため</u> (2) 営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため (3) 販売状況分析、商品開発、Web サイト等のサービスの内容改善のために利	※ 当社は会員のクレジットカード番号をトークン化（別文字または番号を用いた置き換え）して保持します。 (3) 当社が会員との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品<u>および</u>関連するサービスの購入・<u>利用</u>履歴等の情報 (4) 会員が当社サービス<u>および</u>当社との契約により旅行会社が提供する会員専用の旅行商品等（以下「旅行商品等」という。）利用時に得た Cookie（クッキー）情報や端末情報 (5) 当社との契約により会員専用の旅行商品等を販売する旅行会社より提供を受ける情報 2. 会員は、会員が当社に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社が<u>クレジットカード</u>カード会社に提供する場合があることに同意します。 第2条（当社による個人情報の利用等） 1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。 (1) 会員<u>への本サービスおよび</u>旅行商品等に関連するサービス等の提供のため (2) 営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため (3) 販売状況分析、商品開発、Web サイト等のサービスの内容改善のために利
--	---

用するため

(4) 商品・サービスに関する情報及びその他当社の事業活動に関する情報の案内のため

※当社は当社 Web サイト、当社サービス及び旅行会社が提供する会員専用の旅行商品の利用実績等から取得した会員の個人情報を分析し、当該会員に対して興味・関心度に応じた情報を適切なタイミングで配信・表示します（情報配信にあたり、広告サービス事業者に対し、当該会員の属性情報を個人を特定できない状態で提供することがあります）

（中略）

第3条（当社との個人情報の共同利用）

会員は、以下の会社において第1条第1項に記載の個人情報を、同ホームページ上に掲げる目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第6条第2項記載の窓口とします。

(1) 当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社とその子会社並びに九州旅客鉄道株式会社とその子会社

※当社ホームページ（<https://expy.jp/>）上において公表

第4条（当社からの個人情報の第三者提供及びその利用）

1. 会員は、当社の提携する観光施設等に、第1条第1項に記載の個人情報を提供することに同意します。
2. 会員は、第2条第1項第4号に記載の目的のため、広告サービス配信事業者に対して個人情報を提供することに同意します。
3. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供する場合があります。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

用するため

(4) 本サービス並びに旅行商品等に関する情報およびその他当社の事業活動に関する情報の案内のため

※当社は当社 Web サイト、当社サービスおよび旅行会社が提供する会員専用の旅行商品の利用実績等から取得した会員の個人情報を分析し、当該会員に対して興味・関心度に応じた情報を適切なタイミングで配信・表示します（情報配信にあたり、広告サービス事業者に対し、当該会員の属性情報を個人を特定できない状態で提供することがあります）

（中略）

第3条（当社との個人情報の共同利用）

会員は、以下の会社において第1条第1項に記載の個人情報を、第2条第1項に定める目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第6条第2項記載の窓口とします。

・ 当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）および西日本旅客鉄道株式会社とその子会社並びに九州旅客鉄道株式会社とその子会社

第4条（当社からの個人情報の第三者提供およびその利用）

1. 会員は、当社の提携する観光施設等に、第1条第1項に記載の個人情報を提供することに同意します。
2. 会員は、第2条第1項第4号に記載の目的のため、広告サービス配信事業者に対して個人情報を提供することに同意します。
3. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供する場合があります。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) クレジットカード発行会社がおこなう不正利用の検知及び防止のために、お客様が利用されているクレジットカード発行会社及び本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合
(以下略)

改定日 令和5年9月16日
(別表)

会員種別	<u>クレジットカード会社より提供を受ける情報</u>
JR 東海エクスプレス・カード会員（個人・ <u>法人会</u> <u>員</u> ）	<u>会員が J R 東海エクスプレス・カードの発行クレ</u> <u>ジットカード会社に対して、カード発行の際に届</u> <u>け出た情報</u>
<u>プラス EX 会員</u>	<u>会員が決済用クレジットカード会社に対して「JR</u> <u>東海エクスプレス予約サービスに係る特約」の申</u> <u>込時に届け出た情報</u>
<u>ビュー・エクスプレス会員</u>	<u>会員が株式会社ビューカードに対して「ビュー・</u> <u>エクスプレス特約」の申込時に届け出た情報</u>

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 学術機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）

(6) クレジットカード会社がおこなう不正利用の検知および防止のために、会
員が利用されているクレジットカード会社および本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合
(以下略)

改定日 令和8年8月25日
(別表)

(※) については、JR 東海エクスプレス・カードの会員種別ごと以下に読み替えるものとします。

会員種別	<u>会員規約名</u>
JR 東海エクスプレス・カード会員（個人 <u>会員・</u> <u>プラス EX 会員・ビュー・エクスプレス会員</u> ）	<u>JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（JR</u> <u>東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・</u> <u>ビューカード会員用）</u>
<u>JR 東海エクスプレス・カード会員（ビジネス会</u> <u>員）</u>	<u>JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビ</u> <u>ジネス会員用）</u>
<u>JR 東海エクスプレス・カード会員（提携コーポ</u> <u>レート会員）</u>	<u>提携コーポレートカード会員規約</u>

エクスプレス予約サービスに関する特約 (JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用)	エクスプレス予約サービスに関する特約 (JR 東海エクスプレス・カード会員・プラス EX 会員・ビューカード会員用)
本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービスについて定めるものです。 （中略）	本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービスについて定めるものです。 （中略）
第2条（用語の定義） 1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。 (1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するエクスプレス予約サービス専用の IC カードいい、デザインや仕様等は当社エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/)（以下「当社 HP」という。）等で案内するものとします。 （中略）	第2条（用語の定義） 1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。 (1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するエクスプレス予約サービス専用の IC カードをいい、デザインや仕様等は当社エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/)（以下「当社 HP」という。）等で案内するものとします。 <u>※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。</u> （中略）
第10条（発売開始日前の予約サービス） 1. <u>旅客</u>運送契約は、一部列車の普通車自由席を除き、乗車日の1年前の日から旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）の<u>前</u>日までにおいて契約の締結等（以下「1年前予約」）を行うことができます。ただし、契約の締結時において約定した乗車日の運行計画が未確定場合があります。また、当社は必要と認めた場合には1年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より、列車ごとの1年前予約申込の件数には限りがあります。	第10条（発売開始日前の予約サービス） 1. <u>EX</u>運送契約は、一部列車の普通車自由席<u>および当社が別に定める商品</u>を除き、乗車日の1年前の日から旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」という。）<u>当日の7時30分</u>までにおいて契約の締結等（以下「1年前予約」という。）を行うことができます。ただし、契約の締結時において約定した乗車日の運行計画が未確定場合があります。また、当社は必要と認めた場合には1年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より、列車ごとの1年前予約申込の件数には限りがあります。 <u>2. 会員が1年前予約の申込をした時点で会員が EX 運送契約の締結を行ったものとし、かつ、会員と当社間で運送契約の成立がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。</u>

2. 当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、契約の締結時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。また、会員が1年前予約を行った列車の発売開始日の8時を目途に順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、手配の結果を通知します。

(中略)

第11条（夜間の予約サービス）

1. 旅客運送契約は、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、契約の締結（以下「夜間予約」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。
2. 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、手配の結果を通知します。

(中略)

第12条（入出場）

1. 会員および利用者は、EX 運送契約により新幹線に乗車する場合、EX 運送契約に基づき約定した乗降駅における自動改札機のカード読取部に EX-IC カードまたは会員が本サービス等で指定した交通系 IC カード（以下総称して「IC カード」という。）をタッチして、若しくは QR コード読取部に QR チケットを翳して自動改札機を通過するものとします。

(中略)

3. 当社は、会員が1年前予約を行った列車の発売開始日の8時を目途に順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、第8条第2項に定める方法により手配の結果を通知します。また当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、契約の締結時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。またこの場合の予約変更等の条件については、別に定めるものとします。

(中略)

第11条（夜間の予約サービス）

1. EX 運送契約は、当社が別に定める商品を除き、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、契約の締結（以下「夜間予約」という。）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。
2. 夜間予約で成立した列車の座席については、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、第8条第2項に定める方法により手配の結果を通知します。また約定した列車等に変更が生じた場合の取り扱いについては、別に定めるものとします。

(中略)

第12条（入出場）

1. 会員および利用者は、EX 運送契約により新幹線に乗車する場合、当社が別に定める商品を除き、EX 運送契約に基づき約定した乗降駅における自動改札機のカード読取部に EX-IC カードまたは会員が本サービス等で指定した交通系 IC カード（以下総称して「IC カード」という。）をタッチしてもしくは QR コード読取部に QR チケットを翳して EX 運送契約に基づき約定した乗車日（以下「乗車日」という。） 当日に自動改札機を通過するものとします。※ただし当社 HP 上で定める日以降は、入出場に際し EX-IC カードは利用できません。

(中略)

第13条（受取）

1. 会員は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第9条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 本サービス等では乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコードおよび16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。会員が前項の受取を行う際には、会員のEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および前項の受取コードの有効期間および第10条に定める1年前予約による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができません。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、包括旅行用EX運送契約を除き、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。
 - (1)特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。
 - (2)特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

第13条（受取）

1. 会員は、前条で定める入場ができない場合は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第9条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行い入場するものとします。
2. 会員が前項の受取を行う際には、会員のEX-ICカードまたは本サービス等で乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコードおよび16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）の発行が必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワード （※当社HP上で定める日以降は、パスワードに代えて本サービスで登録している電話番号）の入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および前項の受取コードの有効期間および第10条に定める1年前予約による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができません。

5. 前項による払戻は、会員の決済用クレジットカードにより決済を行います。

なお、第8条に関わらず会員への通知は行いません。

(中略)

第14条（受取後の乗車券類の扱い）

会員が前条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は当社が別に定める窓口において、原則として、会員の決済用クレジットカードの提示等を行うものとします。ただし、当該窓口において、包括旅行用 EX 運送契約の乗車券類の変更や払戻はできません。

第15条（付帯サービス）

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等に

(中略)

第14条（受取後の乗車券類の扱い）

会員が前条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻を行う場合、会員は当社が別に定める窓口において、原則として、会員の決済用クレジットカードの提示を行うものとします。ただし、当該窓口において、包括旅行用 EX 運送契約の乗車券類の変更や払戻はできません。

第14条の2（未使用の EX 運送契約および乗車券類の扱い）

1. 乗車日当日までに第12条の入場をしなかった EX 運送契約または第13条の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類について、包括旅行用 EX 運送契約を除き、以下のように取り扱うものとします。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった EX 運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2) 特急券のみ効力を持った EX 運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

2. 前項による払戻は、会員の決済用クレジットカードにより決済を行います。

なお、第8条に関わらず会員への通知は行いません。

第15条（付帯サービス）

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等に

については、当社 HP または申込サイト上への掲示等の方法で案内します。 2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、<u>常に会員の決済用クレジットカードまたは EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。</u> (中略) 第 19 条 (EX-IC カードの発行および効力) 1. 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。 (中略) 8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。また当社は、会員が当社の定める変更手続きをすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。 (中略) 第 22 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)	については、当社 HP または申込サイト上への掲示等の方法で案内します。 2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、他社、または提携企業の係員より <u>付帯サービスを利用する際に必要な情報媒体等の</u>提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。 (中略) 第 19 条 (EX-IC カードの発行および効力) 1. 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。 <u>※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。このため、EX-IC カードを貸与されていない会員については本章に関する内容は適用しないものとします。</u> (中略) 8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります <u>(この機能を付加した EX-IC カードを以下「在来線 IC 機能つき EX-IC カード」という。)</u>。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱い <u>および在来線 IC 機能つき EX-IC カードに関する取り扱い等</u>は別に定めます。また当社は、会員が当社の定める変更手続きをすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。 <u>※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、在来線 IC 機能つき EX-IC カードは再発行をしません。また、当社は第 12 条で定める入出場および在来線での利用を含め、在来線 IC 機能つき EX-IC カードの一切のサービスを停止できるものとします。</u> (中略) 第 22 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)
---	---

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

(中略)

第 23 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく、EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続きを行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。

(中略)

第 27 条 (QR チケット)

(中略)

3. 会員または利用者は、EX 運送約款により当社指定路線に乗車する場合であって、QR チケットで入出場するときは、常に QR チケットおよび入場時に発行された EX ご利用票（座席のご案内）（以下「ご利用票」という。）を携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより QR チケットおよびご利用票を速やかに提示しなければなりません。提示がない場合、

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

※ただし当社 HP 上で定める日以降に、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合の当社への連絡については、当社 HP 上で定める取扱いをするものとします。

(中略)

第 23 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく、EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続きを行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。

※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、再発行をしません。
また当社は、当社 HP 上で定める日以降に、会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難等に遭った場合の当社への連絡については、当社 HP 上で定める取扱いをするものとします。

(中略)

第 27 条 (QR チケット)

(中略)

3. 会員または利用者は、包括旅行用 EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、QR チケットで入出場するときは、常に QR チケット、入場時に発行された EX ご利用票（座席のご案内）（以下「ご利用票」という。）および会員は決済用クレジットカードを携帯するものとし、当社または他社の係員の求めにより QR チケットおよびご利用票を速やかに提示しなければなりま

会員または利用者は、<u>EX 運送約款により</u>当社指定路線へ乗車することができないことがあります。 (以下略) 改定日 令和<u>6</u>年<u>3</u>月<u>2</u>日	せん。提示がない場合、会員または利用者は、当社指定路線へ乗車することができないことがあります。 <u>※ただし当社 HP 上で定める日以降はご利用票の携帯および提示に関する内容は適用しないものとします。</u> (以下略) 改定日 令和<u>8</u>年<u>8</u>月<u>25</u>日
--	--